

川口市は事業所税の課税団体です。
市内の事業所の床面積・従業者数の
合計が 1,000 ㎡あるいは 100 人
を超える場合（みなし共同事業によ
って超える場合を含む）は課税対象
になります。

この手引きをご参照のうえ申告等お
願いいたします。

事業所税の手引き

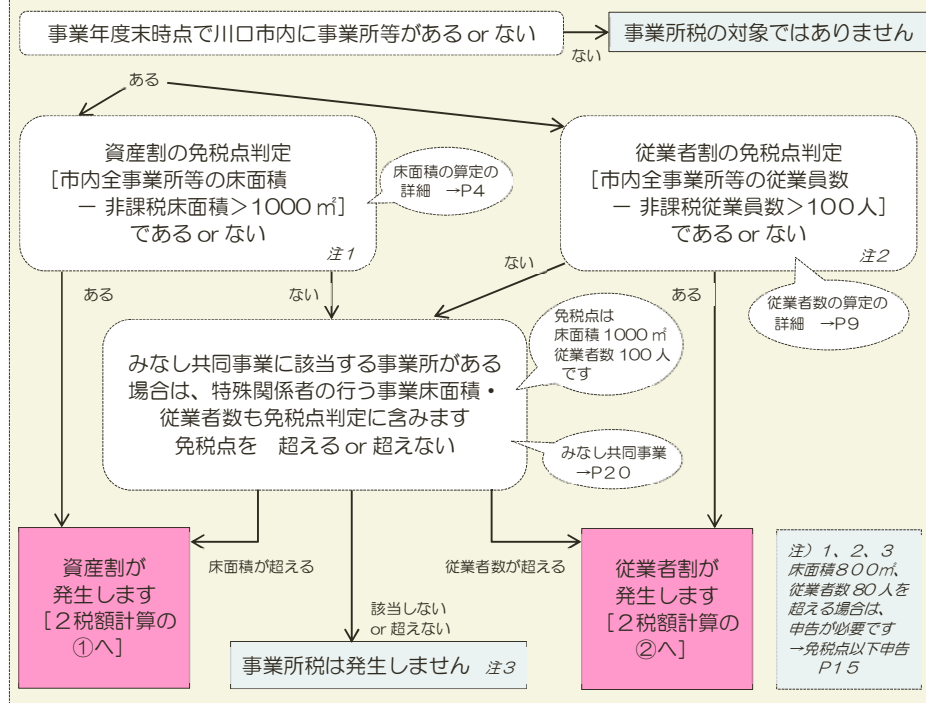
第4版 2019年 3月発行

川口市

フローチャートで見る『事業所税』



1 免税点判定を行い、申告・納税の必要があるか確認します



2 税額計算を行い、事業所税額を求めます

①資産割の税額計算を行います

$$\text{資産割} = [\text{市内事業所の床面積合計}] - [\text{非課税床面積}] - [\text{特例控除床面積}] \times 600$$

ここで求めた床面積を「課税標準床面積」といいます

非課税 → P17
特例控除 → P18

基準の税率をかけます

②従業者割の税額計算を行います

$$\text{従業者割} = [\text{市内事業所の給与総額合計}] - [\text{非課税給与総額}] - [\text{特例控除給与総額}] \times 0.25/100$$

ここで求めた給与総額を「課税標準給与総額」といいます

$$\text{①資産割} + \text{②従業者割} = \text{事業所税額 (100円未満切り捨て)}$$

この事業所税額を事業年度終了後2月後までに申告・納付してください → 申告 P28、資P15
また、特定の業種など減免申請が可能な場合がありますので確認してください → 減免 P19

はじめに

日頃から、川口市の税務行政につきましては、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

事業所税は、人口や企業が過度に大都市地域に集中することによって、著しく都市機能が低下し、交通・防災・公害等の都市問題が発生するため、これらの都市環境の整備、都市機能の回復を目的として、その受益者である事務所・事業所に対して都及び指定都市並びにその周辺地区（既成市街地等を有する市）及び人口30万人以上の市において課税している目的税です。

この事業所税は、昭和50年10月1日から施行され、都市機能の整備改善に欠くことの出来ない貴重な財源として、川口市では、創設時から課税しています。

また、事業所税は納税義務者が税額を計算のうえ申告し、その申告税額を納めていただく申告納付制度になります。

本書は、申告の手引きとして、また、事業所税の内容等についてご理解いただくための一助として、平成30年度「地方税法」等に基づいて作成いたしました。

2019年 3月

※ 引用条文の法令名略語は以下の法令名を表します。

「法」…地方税

「令」…地方税法施行令

「規」…地方税法施行規則

「依達」…地方税法及び同法施行令に関する取扱いについての依命通達（市町村関係）

「法人」…法人税法

「条例」…川口市税条例

「規則」…川口市税規則

条、項、号は算用数字で示し、項は算用数字を○で囲み、号は（ ）で括って示しています。

第1章 事業所税について	P 1
1 課税のしくみ	P 1
2 課税対象となる事業	P 1
3 納税義務者	P 2
4 課税標準	P 3
4-1 資産割	P 4
4-2 従業者割	P 9
5 税率	P 14
6 税額計算	P 14
7 免税点	P 15
8 非課税	P 17
9 課税標準の特例（特例控除）	P 18
10 減免	P 19
第2章 みなし共同事業	P 20
1 みなし共同事業の趣旨	P 20
2 特殊関係者の範囲	P 22
3 同族会社の判定	P 23
4 みなし共同事業に係るその他〈事例〉	P 26
第3章 申告	P 28
1 申告納付	P 28
2 電子申告	P 28
第4章 期限後申告、決定、更正等	P 29
1 期限後の申告	P 29
2 決定	P 29
3 修正申告、更正の請求、更正	P 29

第5章 延滞金、加算金	P 30
1 延滞金	P 30
2 加算金	P 33
第6章 事業所等の新設・廃止に係る申告等	P 35
1 事業所等の新設・廃止に係る申告	P 35
2 事業所等の貸付に係る申告	P 35
第7章 税務調査	P 36
第8章 納付場所	P 36
資料1 本編の補足	資 P 1
1 事業所税の使途	資 P 1
2 事業所税の課税団体	資 P 1
3 〔事業所等の範囲〕の補足	資 P 2
資料2 非課税について	資 P 3
1 非課税適用一覧	資 P 3
2 非課税の申告について	資 P 9
資料3 特例控除について	資 P 10
資料4 減免について	資 P 13
資料5 申告書の記入例	資 P 15
資料6 事例集	資 P 25

第1章 事業所税について

1 課税の仕組み

詳細については後述しますが、事業所税の課税の概要は次のとおりです。

区分	資産割	従業者割
課税対象／ 納税義務者	市内の事務所又は事業所（以下「事業所等（注）」）及び従業者給与／事業所等において事業を行う法人・個人	
課税標準	川口市内の事業所用家屋の延床面積	川口市内の従業者給与総額
税率	1㎡につき600円	従業者給与総額の0.25%
免税点	川口市内合計事業所床面積 1,000㎡以下	川口市内合計従業者数 100人以下
	（課税標準の算定期間の末日の現況による。）	
課税標準の 算定期間	法人…事業年度	
	個人…1月1日～12月31日	
申告及び 納付期限	法人…事業年度終了の日から2か月以内	
	個人…翌年の3月15日	
納付方法	申告納付	

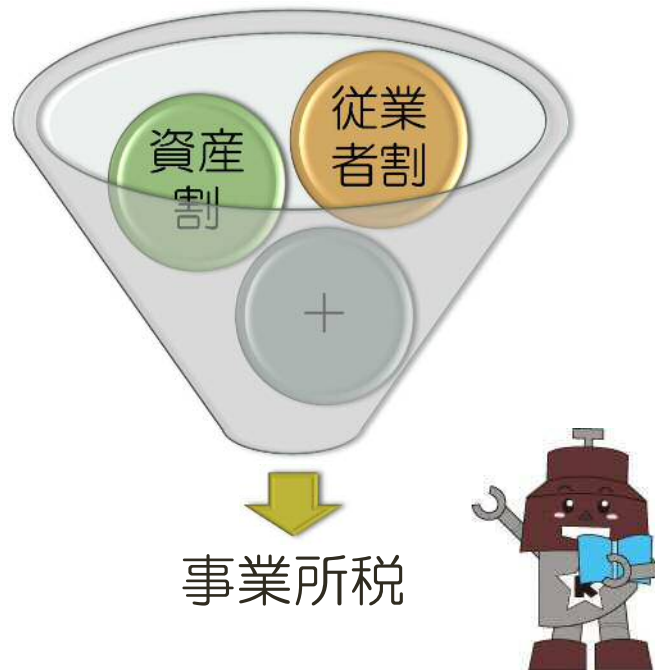
（注）川口市内の全ての事業所等を合算して課税されます。

2 課税対象となる事業

（1）課税の対象

事業所税の課税対象は、市内の事務所又は事業所において法人又は個人の行う事業です。〔法701の32①〕

このうち、免税点を超える事業所床面積1,000㎡超、または、従業者数100人超（みなし共同事業による合算を含む）の場合に納税義務が発生します。



川口市マスコットキャラクター
きゅぼらん

（２）事業所等の範囲

事業所等とは、それが自己の所有に属するものであるか否かを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。

事務所、店舗、工場等のほかにこれらに付属する倉庫（荷物積降場を含みます）材料置場又はガレージ等も含まれます。〔依達第1章6（1）〕

※ 事業所等の範囲の例外や詳細な内容は（資P2）を参照してください。

（３）事業の範囲

事業とは、物の生産、流通、販売、サービスの提供等の全ての経済活動をいいます。

また、事業所等の区画内において行われるものに限らず、その区画外で行われるもの、例えば、セールス活動等も含まれます。

なお、事業所等において行われる事業は、事業を行う者の本来の事業（本業）に関するものであることを必要とせず、本業に直接、間接に関連して行われる付随的事業であっても、社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事業所等として取り扱われます。

＜事例1＞

◎社宅、社員寮は課税対象外

⇒ 社宅、社員寮は、人の居住の用に供するものであり、事業所等に該当しないので事業所税の対象とはなりません。

◎無人倉庫の取扱い

⇒ 無人倉庫については、それを管理する事業所等が川口市内にある場合には当然課税対象となりますが、倉庫を管理する事業所等が川口市外にある場合であっても、その無人倉庫が当該管理する事業所等と一体になって事業所等の用に供されていると認められる限り、課税の対象となります。

3 納税義務者

納税義務者は原則として事業所等において事業を行う法人・個人ですが、以下のような場合があります。

（１）共同事業（注）の場合〔法10の2①〕

二以上の者が共同して事業を行っている場合、各共同事業者の課税標準は個々に算定しますが、各々連帯納税義務が課せられます。

（注）ここでいう共同事業は税法上の共同事業のことです。

（２）人格のない社団等 の場合〔法701の32③、法701の34②〕

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めるもの（人格のない社団等）は、法人とみなされ、収益事業を行う範囲において納税義務者となります。

（３）事業を行うものが単なる名義人 の場合〔法701の33〕

事業所等において事業を行う者が単なる名義人であって、他の者が事実上その事業を行っているとは認められる場合は、当該他の者が納税義務者となります。

（４）清算中の法人 の場合〔依達第9章3（4）（ア）〕

清算中の法人は、その清算業務を行う範囲内において納税義務者となります。

（５）その他〈事例〉

- ・デパートまたはショッピングモールに出店する場合の納税義務者
- ・貸ビル等の納税義務者
- ・倉庫の賃借に係る納税義務者
- ・事業を委託する場合の納税義務者
- ・下請会社へ貸与している部分の納税義務者

事例集
〈事例2〉へ

4 課税標準

事業所税は、事業所床面積を課税標準として課税される資産割と、従業者給与総額を課税標準として課税される従業者割の2種類によって構成されています。

この場合、市内の全ての事業所等を合算して算出します。

課税標準とは、税額を算出する基礎となるものをいい、課税対象の数量、価額などがこれに該当します。税額は、課税標準に税率を乗じて算出します。

課税標準の算定期間

後述する資産割、従業者割における課税標準の算定期間は、次の期間を原則とします。〔法701の31①（7）（8）、依達第9章3（6）（ア）〕

課税標準 の 算定期間	法人	事業年度のとり	
	個人	①原則	1月1日から 12月31日まで
		②年の途中で事業を廃止した場合	1月1日から 廃止の日まで
		③年の途中で事業を開始した場合	開始の日から 12月31日まで
		④年の途中で事業を開始し、 その年の途中で事業を廃止した日	開始の日から 廃止の日まで

4-1 資産割

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在における市内の家屋（注1）のうち事業に供する事業所床面積（注2）の合計です。〔法701の40①〕

（注1）家屋とは不動産登記法の建物とその意義を同じくするもの〔依達第3章1-1-2〕

（注2）事業所床面積とは事業所用家屋の延べ床面積（各階の床面積の合計）のこと〔法701の31①（4）、令56の16〕

（1）課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合の事業所床面積

前項〔課税標準の算定期間〕の原則外である半年決算の法人や、新設法人の最初の事業年度の場合のように、課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合の事業所床面積は、次により算定します。

$$\left[\begin{array}{c} \text{課税標準の} \\ \text{算定期間の} \\ \text{月数が12月に} \\ \text{満たない場合の} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{課税標準の} \\ \text{算定期間} \\ \text{における} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{課税標準の} \\ \text{算定期間の月数} \\ \hline 12 \end{array} \right]$$

※ 標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。〔法701の40③〕

また、決算期が月の途中の法人の月割計算については、決算日に対応する各月の日ごとの区切りを1月として計算します。

（2）事業所用家屋の合算

事業所用家屋は、人の居住用の部分を除いた川口市内に所在する事務所、店舗、工場、倉庫などの全てが合算されます。この場合、事業所用家屋が自己所有であるか否かは関係なく、借りているものも含まれます。

（3）事業所用床面積の算定上の注意点

事業所床面積の計算や各種の取扱い等については、次の通り詳しく説明します。

ア 事業所床面積の計算方法

事業所床面積の計算方法は、各階ごとに、壁その他の区画の中心で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートル（㎡）を単位として計算します。

1㎡の100分の1未満の端数を生じたときは、これを切り捨てます。

イ 他の事業を行う者との共用部分がある場合

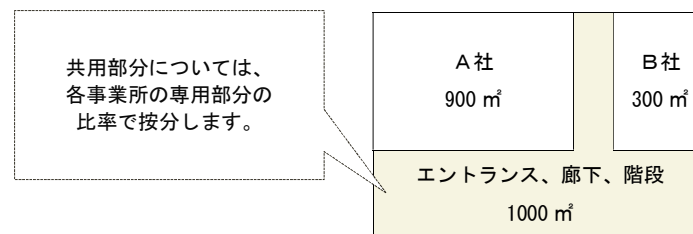
事業所用家屋を二以上の者が使用し、共用する廊下などの部分（以下「共用部分」といいます。）がある場合は、共用部分から非課税部分を除いた課税対象部分を、各専用床面積の比率で按分した床面積を、各専用床面積に加えて事業所床面積とします。〔令56の16〕 ⇒ 〈事例3〉（次頁参照）

この場合、共用部分かどうかは、事業所用家屋の構造、当該部分の効用及び使用実態等により判定することになり（物理的、構造的に共同して使用できる部分全てが含まれます。）、貸ビルを共同で使用する部分、たとえばエントランスホール、廊下、階段、共用トイレ、エレベーター室、機械室及び電気室等がこれに該当します。

なお、貸ビル等の管理要員室、管理用品倉庫等の管理施設は、一般的には管理者の専用部分に該当し、入居者未定の空室は、入居者がある場合の専用部分と同様に取り扱います。

〈事例3〉

◎共用部分がある事業所の床面積の求め方



⇒ この場合のA社及びB社の事業所床面積は、以下のように計算します。

$$A社 = 900 \text{ ㎡} + \left(1000 \text{ ㎡} \times \frac{900 \text{ ㎡}}{900 \text{ ㎡} + 300 \text{ ㎡}} \right) = 1650 \text{ ㎡}$$

$$B社 = 300 \text{ ㎡} + \left(1000 \text{ ㎡} \times \frac{300 \text{ ㎡}}{900 \text{ ㎡} + 300 \text{ ㎡}} \right) = 550 \text{ ㎡}$$

よって、A社は1650㎡を課税標準床面積として納税義務者になります。

B社は550㎡であるため免税点以下になり、納税義務は発生しません。

ウ 駐車場の取扱い

事業を行う者が自己の事業所内に有する駐車場施設のほか月極貸し、年貸し等の駐車場で特定の者が専用使用するものについても、その使用者の事業所床面積として算定します。

この場合、駐車場に係る共用部分（車路等）については、駐車場を専用使用する者の間で、前述（1）の方法に準じてそれぞれが専用している駐車場の面積の比によって按分することになります。

そのため、1台あたりの駐車スペースが概ね同一である場合には、車路等の共用部分を含めた駐車場施設全体の面積を台数で按分することとして差し支えありません。 ⇒ 〈事例4〉（次頁参照）

なお、店舗等に付設された顧客専用駐車場や時間貸し駐車場については、その店舗等・時間貸し駐車場の経営者の事業所床面積として算定します。

駐車場については、路外駐車場に該当する場合は非課税扱いになりますので、後述の【路外駐車場】（資P5）を参照してください。

〈事例4〉

◎共用駐車場を含めた事業所床面積の求め方

A室（X社事務所）	B室（Y社事務所）	C室（居住）
D（廊下、階段などの共用部分）		
E室（空きテナント）	F（共用トイレ）	G（6台分の駐車場） ※A社が2台分使用

⇒ X社の課税標準床面積は以下のように求めます。

$$A + \left[(D+F) \times \frac{A}{A+B+C+E} \right] + \left[G \times \frac{2}{6} \right]$$

共用部分の按分

駐車場部分の按分

ポイント

- ・共用部分であるDとFは、それらを使用する主体であるA B C Eの合計床面積を分母とし按分します。また、共用駐車場であるGは、使用台数により按分します。
- ・C室は居住用であるため、事業所税の床面積の対象にならない箇所ですが、共用床面積の按分の分母に含めます。
- ・E室は空きテナントですが、共用床面積の按分の分母に含めます。

エ 事業所等の拡張があった場合

課税標準となる事業所床面積は、課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積です。

当該課税標準の算定期間の中途において、営業所の建物を増築したり、すでに部分借りしているビル内で一室を追加で借りた場合などは「新設」ではなく「拡張」として扱い、月割計算は行わず、当該課税標準の算定期間の末日の現況により算定します。（事業所等を縮小した場合も同様です。）

※ 拡張または縮小……一事業所等に係る事業所床面積の増加又は減少

（４）課税標準の算定期間の中で新設又は廃止された事業所等

課税標準の算定期間の途中で新設又は廃止された事業所等の課税標準となる事業所床面積の算定は、以下 ア から ウ の例により月割計算します。

※ P4の（1）のとおり、事業年度自体が12か月に満たない場合は、その適用後のものをさらに月割計算します。

なお、事業所等の新設又は廃止とは、一の事業所等（支店、営業所等のように、そこで1単位の事業が行われると認められるもの）の全体が新設したり、または廃止した場合をいいます。

前頁 エ〔拡張または縮小〕とは扱いが異なりますので、併せて次頁〈事例5〉を参照し、課税標準の計算に注意してください。

ア 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等（ウを除く。）

〔法701の40②（1）〕

$$\left[\begin{array}{c} \text{課税標準} \\ \text{となる} \\ \text{事業所の} \\ \text{床面積} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{課税標準の算定期間の} \\ \text{末日現在における事業所} \\ \text{床面積} \end{array} \right] \times \frac{\left[\begin{array}{c} \text{新設の日の属する月の} \\ \text{翌月から課税標準の} \\ \text{算定期間の末日の} \\ \text{属する月までの月数} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{課税標準の算定期間の} \\ \text{月数} \end{array} \right]}$$

イ 課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等（ウを除く。）

〔法701の40②（2）〕

$$\left[\begin{array}{c} \text{課税標準} \\ \text{となる} \\ \text{事業所の} \\ \text{床面積} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{廃止の日における} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \right] \times \frac{\left[\begin{array}{c} \text{課税標準の算定期間の} \\ \text{開始の日の属する月の} \\ \text{から当該廃止の日の} \\ \text{属する月までの月数} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{課税標準の算定期間の} \\ \text{月数} \end{array} \right]}$$

ウ 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等で、当該課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等

〔法701の40②(3)〕

$$\left[\begin{array}{c} \text{課税標準} \\ \text{となる} \\ \text{事業所の} \\ \text{床面積} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{廃止の日に} \\ \text{おける} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \right] \times \frac{\left[\begin{array}{c} \text{新設の日の属する} \\ \text{月の翌月から当該} \\ \text{廃止の日の属する} \\ \text{月までの月数} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{課税標準の算定} \\ \text{期間の月数} \end{array} \right]}$$

※1 決算期が月の途中の法人の月割計算については、決算日に対応する各月の日ごとの区切りを1月として計算します。

※2 課税標準の算定期間の中で事業所等を廃止した場合は、以下のどちらかになります。〔免税点の判定〕の詳細についてはP15を参照してください。

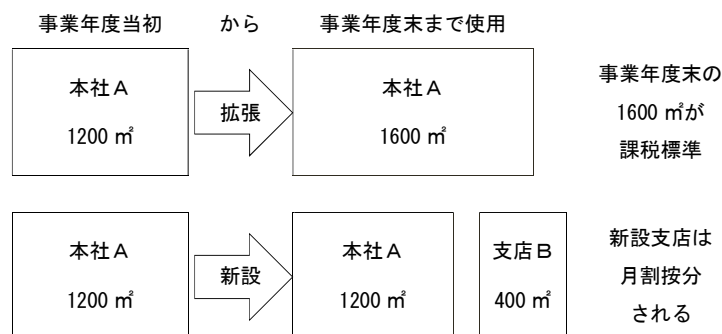
・当該期間の末日において市内の他の事業所等が免税点以下である場合（例えば、廃止された事業所等以外に川口市内に事業所がなかった場合）は課税されません。

⇒具体的な事例については <事例9-2(4)>（資P34）を参照

・当該期間の末日において市内に所在する他の事業所等が免税点を超える場合は、廃止された事業所等についても、月割計算のうえ課税標準に算入します。

<事例5>

◎事務所の拡張と新設による課税標準の違い



新設の場合の計算例

・支店Bの新設日の翌月から事業年度末までの期間が6か月だった場合、
 本社A 1200 m² + (支店B 400 m² × 月割 6/12) = 1400 m²
 となり、拡張と新設では課税標準床面積に違いが出ます。

(5) 事業所等が他の市域にわたって所在する場合の事業所床面積

事業所等が他の市域にわたって所在する場合は、その事業所等のうち川口市域内に所在する部分の事業所床面積が対象となります。〔令56の50〕

(6) 共同事業における事業所床面積

共同事業における各共同事業者の事業所床面積は、共同事業に係る損益分配の割合（当該割合が定められていない場合にはその者の出資の価額の割合に応ずる割合）で計算したものを単独で行うものとして次のとおり計算します。〔令56の51①〕

課税標準となる事業所床面積＝共同事業に係る事業所等の事業所床面積×

損益分配の割合（損益分配の割合が定められていない場合は出資の価額に応ずる割合）

この場合、各共同事業者の課税標準となる事業所床面積に係る事業所税については、他の共同事業者が連帯納税義務を負います。〔法10の2①〕

(7) その他〈事例〉

- ・家屋に該当しない事業所等の取扱い
- ・休止中の施設
- ・事業年度途中で事業所等の一部を拡張した場合
- ・事業年度途中で事業所等が市内移転した場合

事例集
<事例6>へ

4-2 従業者割

従業者割の課税標準は、〔課税標準の算定期間〕（P3参照）中に支払われたまたは支払うべき従業者給与総額です。〔法701の40①、依達第9章3（6）イ〕

(1) 従業者給与総額

従業者給与総額とは、川口市内の事業所等に勤務する従業者に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性格を有する給与（以下、給与等）の総額をいいます。

※1 従業者のうちに事業専従者がいる場合は、その者に係る事業専従者控除（注）を従業者給与総額に含めます。

（注）事業専従者控除とは、例えば個人事業主が配偶者等の労務に対し給与を支払っている場合に、他の税金において給与に含めず控除を受けられるものですが、事業所税ではその適用はありません。

※2 給与等の支払われるときの現況において年齢55歳以上65歳未満のもので雇用改善助成対象者がいる場合は、その者に係る給与等の額の2分の1を従業者給与総額から除きます。〔法701の31①(5)〕

ア 従業者の範囲

従業者とは、雇用契約等により給与等の支払いを受ける者（アルバイト、パートタイマー等を含みます。）をいい、役員も含まれます。〔法701の31①(5)〕

ただし、給与等の支払われるときの現況において障害者（住民税の本人障害者控除の対象となる方、または障害者職業センター等の判定により知的障害者とされた方をいいます。）及び年齢65歳以上の者（役員を除きます。）に該当する者は除かれます。

イ 「これらの性格を有する給与」の範囲

これらの性格を有する給与とは、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、現物給与等をいいます。

ただし、退職金、年金、恩給、所得税法上非課税とされる一定金額以下の通勤手当等及び役員に対する利益処分による賞与並びに保険外交員等の事業所得は除かれます。

ウ 雇用改善助成対象者の範囲

雇用改善助成対象者とは、次の表のいずれかに該当する者のうち一定のものをいいます。〔令56の17の2、規24の2〕

No.	雇用改善助成対象者の範囲	根拠規定
1	高齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成に係る者	雇用保険法第62条第1項第3号若しくは第5号 雇用対策法施行令第2条第2号
2	作業環境に適応させるための訓練を受けたもの	雇用保険法第63条第1項第3号 雇用対策法第18条第5号
3	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令第10条第3項に規定する雇用奨励金の支給に係る者	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令第10条第3項

〈事例7〉

◎新たに年齢65歳以上の者に該当することとなった者に係る給与の扱い〔法701の31②〕

（例）65歳以上に適用される非課税の場合

- ・社員Aさんの誕生日は5月5日であり、同日において65歳を迎えました。
- ・Aさんの所属する会社は、月の給与計算は毎月の16日から翌月15日分で行い、支給日は翌月25日です。5月の例でいえば、4月16日から5月15日分の給与が5月25日に支給されます。
- ・この場合、Aさんが65歳になった日の属する期間の給与（5月25日支給分）から非課税の扱いになります。
- ・もし、Aさんの誕生日が5月16日だった場合は、6月25日支給分の給与から非課税になります。支給日基準ではなく、支給の計算期間の末日基準である点に注意してください。

※ 非課税となる高齢者の方の年齢が段階的に引き上げられました。

（平成17年改正法附則 第9条）

平成18年4月1日以後に開始する法人の事業年度又は個人の年分…62歳以上

平成19年4月1日以後に開始する法人の事業年度又は個人の年分…63歳以上

平成22年4月1日以後に開始する法人の事業年度又は個人の年分…64歳以上

平成25年4月1日以後に開始する法人の事業年度又は個人の年分…65歳以上

（2）転勤者の取扱い

課税標準の算定期間の中に、他市町村へ転勤した者の給与等は、その者に係る給与等の計算期間の末日に勤務する事業所等の従業者給与総額に含まれます。

つまり、転勤者が給与等の計算期間の末日に本市内の事業所等に勤務し、支給日に他市町村の事業所等に勤務している場合は、その月に係る給与等は本市内の事業所等の従業者給与総額に含まれます。

※ 賞与については、原則として支給日において勤務すべき事業所等に係る従業者給与総額に算入します。

（3）課税標準の算定期間の中に於いて用途変更があった場合の施設に勤務する従業者の取扱い

課税標準の算定期間の中に、勤務すべき施設が課税施設から非課税施設に用途変更したり、非課税施設から課税施設に用途変更した場合には、課税施設に係る期間に支払われた給与等が、従業者給与総額に含まれます。

(4) 非課税または課税標準の特例施設とその他の施設に併せ従事する従業者の取扱い〔令56の49、令56の67〕

非課税又は課税標準の特例施設とその他の施設に併せ従事する従業者の給与等の額については、それぞれの事業に従事した分量（勤務時間など）により按分します。

ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。（課税対象事業と非課税対象事業の2種の事業であれば各1／2）

(5) 事業所等が他の市域にわたって所在する場合

事業所等が他の市域にわたって所在する場合は、給与総額を、川口市における事業所床面積と他市における事業所床面積の比率で按分します。〔令56の50〕

(6) 共同事業の取扱い

共同事業における課税標準となる従業者給与総額の算定方法は、資産割の場合と同様に、共同事業に係る損益分配の割合（当該割合が定められていない場合にはその者の出資の価額の割合に応ずる割合）によって按分します。

(7) 課税標準の算定期間の中で新設、移転または廃止した事業所等における従業者割の扱い

資産割についてはP7のとおり月割計算の適用がありますが、従業者割では、月割計算の制度はありません。

これは、算定期間中に川口市内の事業所等において支払われた給与総額を課税標準とすることから、その支払額については通年のものではなく月割計算と同等のものになるからです。

具体的には、他市で事業を行っていた法人（事業年度が4／1～3／31）が、川口市内に2／1に事業所を移転し、事業年度末時点で従業者数の免税点を超える場合、従業者割の給与総額は、2／1～3／31に支払われた、または支払われるべきことが確定した給与等の合計になります。

また、中途廃止した事務所があるが、その他の事業所等の従業者数が事業年度末時点において免税点超である場合には、廃止に伴い退職した従業員に対して支払われた給与等も給与総額に算入します。

※ 退職金は含みません。

(8) その他〈事例〉

- ・従業者給与総額の算定と発生主義について
- ・65歳以上の使用人兼務役員に係る給与等の取扱い
- ・通勤手当、住居手当等の取扱い
- ・出向社員の給与の取扱い
- ・長期出張従業員の給与の取扱い
- ・アルバイト・パートタイマー等の給与の取扱い
- ・設置期間が1年未満の建築現場事務所等に勤務する従業者の給与等の取扱い
- ・退職者に対するベースアップの差額の取扱い

事例集
〈事例8〉へ

従業者割における従業者の取扱い

従業者		課税標準	免税点の判定	備考
65歳以上の者 (役員は除く)		従業者給与総額に含めない	従業者に含めない	これらの者は、従業者の範囲に含まれないものとされています。
障害者(役員は除く)		従業者給与総額に含めない	従業者に含めない	
役員	役員・使用人兼務役員	従業者給与総額に含める	従業者に含める	利益処分としての役員賞与は従業者給与総額に含めません。 65歳以上の者で、使用人として支払われた給与等について、経理上明確に区分されている場合は、従業者給与総額に算入しません。
	非常勤の役員	従業者給与総額に含める	従業者に含める	
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者給与総額に含める	それぞれの会社の従業者に含める	
	無給の役員		従業者に含めない	
雇用改善助成対象者		給与等の額の2分の1を従業者給与総額から控除する	従業者に含める	これらの者は、いずれも従業者の範囲に含まれますが、従業者給与総額の判定に注意してください。
事業専従者		事業専従者控除額を含め従業者給与総額に含める	従業者に含める	
臨時の従業員		従業者給与総額に含める	従業者に含める	これらの者も基本的には従業者の範囲に含まれますが、免税点の判定に注意してください。
短時間勤務のパートタイマー(注1)		従業者給与総額に含める	従業者に含めない	
出向社員	出向元が給与を支払う	出向元の従業者給与総額に含める	出向元の従業者に含める	出向・転籍に係る従業員の取扱いについては、法人税の損金算入の取扱いに準じてください。
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当を支払う	出向先の従業者給与総額に含める	出向先の従業者に含める	
	出向元と出向先が一部負担	それぞれの会社の従業者給与総額に含める	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める	
外国又は課税区域外への派遣又は長期出張		従業者給与総額に含めない	従業者に含めない	課税区域外への派遣は含めません。
派遣法に基づく派遣社員(注2)		派遣元の従業者給与総額に含める	派遣元の従業者に含める	
休職中の従業員		従業者給与総額に含める	給与等の支払いを受けなかった場合を除き従業者に含める	
中途退職者		退職時までの給与等は従業者給与総額に含める	従業者に含めない	
保険の外交員で事業所得のみの者		従業者給与総額に含めない	従業者に含めない	給与等の支払いを受ける者に該当しません。
保険の外交員で給与所得及び事業所得を有する者		所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める	従業者に含める	
常時船舶の乗組員		従業者給与総額に含めない	従業者に含めない	事業所等に該当しません。
鉄道の運転手又は車掌、列車内の食堂等の従業者		主たる給与等を支払う事業所等の従業者に含める	主たる給与等を支払う事業所等の従業者に含める	
専ら非課税施設に勤務する従業者		従業者給与総額に含めない	従業者に含めない	課税標準の算定期間の途中における用途変更により課税施設であった期間と非課税施設であった期間とを有する場合には、課税施設であった期間に係る給与等を従業者給与総額に算入します。
課税施設と非課税施設の兼務従業者		課税施設に従事していた分に係る給与は、従業者給与総額に含める	課税標準の算定期間の末日において、課税施設に係る事業に従事しているものは従業者に含める	

（注1）アルバイト、パートタイマー等に対して支払われる給与等は、いずれも従業者給与総額に算入されますが、免税点の判定の場合には短時間勤務のパートタイマーを従業者の範囲から除外することとしています。（資P32【事例8-6】参照）

（注2）派遣法とは「労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」をいいます。

5 税率

事業に係る事業所税の税率は、次のとおりです。〔法701の42〕

資産割	事業所床面積1㎡につき600円
従業者割	従業者給与総額の100分の0.25

6 税額計算

事業に係る事業所税は、次のとおり計算します。

なお、この場合の課税標準は、資産割にあつては、課税標準の算定期間中において川口市内に有し、又は有していた各事業所等に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の合計面積であり、従業者割にあつては、それらの各事業所等に係る従業者割の課税標準となるべき従業者給与総額の合計額です。〔法701の46②、701の47②〕

(1) 資産割 =

$$\left[\begin{array}{c} \text{課税標準の} \\ \text{算定期間の} \\ \text{末日現在の} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{非課税と} \\ \text{なる事業} \\ \text{所床面積} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{課税標準の} \\ \text{特例適用に} \\ \text{よる控除床} \\ \text{面積} \end{array} \right] \times 600$$

※ 課税標準の月数が12か月未満の場合、上記の式に

〔課税標準の算定期間の月数／12〕

を掛けて計算します。

この時点で免税点（1,000㎡）以下であれば資産割の納税義務は発生しません。
(みなし共同事業（P20）を除く）

(2) 従業者割 =

$$\left[\begin{array}{c} \text{課税標準の} \\ \text{算定期間中に} \\ \text{支払われた} \\ \text{従業者給与総額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{非課税と} \\ \text{なる従業者} \\ \text{給与総額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{課税標準の} \\ \text{特例適用に} \\ \text{よる控除従業} \\ \text{者給与総額} \end{array} \right] \times \frac{0.25}{100}$$

(3) 事業所税額 = 資産割額 + 従業者割額

※ 次項〔(4) 端数処理〕のとおり、合算後に100円未満の金額を切り捨てます。

(4) 端数処理

課税標準となる事業所床面積に1㎡未満の端数が生じた場合は、1㎡の100分の1未満を、課税標準となる従業者給与総額に1,000円未満の端数金額が生じた場合には、その端数金額を切り捨てます。

また、資産割額及び従業者割額の合算後の税額に100円未満の端数が生じた場合には、その100円未満の端数を切り捨てます。〔法20の4の2③〕

7 免税点

(1) 免税点の判定

課税標準の算定期間の末日において、次に掲げる事業所等は、課税対象から除かれます。これを免税点判定といい、資産割、従業者割ごとに判定します。

〔法701の43③〕

資産割	市内の各事業所等の事業所床面積（後述する非課税部分を除きます。）の合計床面積が1,000㎡以下の場合は、資産割を納付する義務がありません。
従業者割	市内の各事業所等の従業者（非課税対象者を除きます。）の合計が100人以下の場合は、従業者割を納付する義務がありません。

※ 免税点は基礎控除とは異なりますので、免税点を超過して事業所税が課される場合には、免税点を超過した部分のみならずその全体が課税対象となります。

(2) 免税点以下の申告義務

前項の免税点以下であっても、非課税に該当する床面積等を減算した後の事業所床面積が800㎡、または従業者数が80人を超える場合は、申告を行わなければならない。〔規則75の2②〕

〔免税点以下の申告記入例〕（資P23）を参照し、申告書の提出をお願いいたします。

免税点以下申告の具体例（資産割の場合）

対象者例	事業所床面積(A)	非課税床面積(B)	(A)－(B)	申告義務
法人A	1,200㎡	500㎡	700㎡	×
法人B	801㎡	0㎡	801㎡	○

(3) 一定の場合の免税点の判定

種別	判定方法や事例
共同事業を行っている場合〔令56の75①〕 ※ 下欄「みなし共同事業」に該当する場合を除く	前述〔4-1 資産割の(6)〕(P9)及び〔4-2 従業者割の(6)〕(P12)の扱いと同様です。
共同事業とみなされる事業「みなし共同事業」を行っている場合	免税点判定は特殊関係者の床面積等を合算しますが、課税標準の算定は自身の事業所等のみ計算します。〔第2章 みなし共同事業〕(P20)を参照してください。
企業組合又は協業組合の場合〔法701の43②③、令56の72、規24の26・27〕	企業組合又は協業組合の場合で一定条件を満たすものの免税点の判定は、個々の事業所ごとに免税点の判定を行います。
従業者数に著しい変動がある場合の免税点の判定	〔事例9-5〕(資P35)を参照してください。
短時間勤務のパートタイマー	〔事例9-6〕(資P36)を参照してください。
事業所等が他の市域にわたって所在する場合	資産割は川口市に該当する部分のみの床面積で免税点判定や税額計算を行い、従業者割は床面積で按分した人数や給与総額で免税点判定等を行います。 〔事例9-1〕(資P33)を参照してください。

(4) その他〈事例〉

- ・事業所等が他の市域にわたって所在する場合
- ・資産割及び従業者割の免税点の判定例
- ・課税標準の算定期間が12か月に満たない場合の資産割の免税点の判定
- ・事業を休止している場合の免税点の判定について
- ・従業者数の変動が著しい事業所等の従業者割の免税点の判定
- ・パートタイマーの勤務時間の基準について
- ・課税施設と非課税施設に兼務している従業者に係る免税点の判定

事例集
〈事例9〉へ

8 非課税

(1) 非課税の範囲

非課税施設には、事業を行う者の人的な特性に着目して非課税とする人的非課税と、施設の用途に着目して非課税とする用途非課税等があり、その範囲は後述する【非課税適用一覧】(資P3)のとおりです。

なお、用途非課税については、同一覧に掲げる用途以外の用途に供される場合は非課税対象となりません。

例えば、一般貨物自動車運送事業に供する施設は非課税ですが、事業所全てが非課税の扱いになるのではなく、「その本来の事業の用に供する施設」のみが対象となります。

(2) 非課税の判定日

非課税が適用されるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。しかし、課税標準の算定期間の中に事業所等が廃止された場合においては、当該廃止直前に行われていた事業がこれらの適用を受ける事業であるかどうかにより判定します。〔法701の34⑥、依達第9章3(5)オ〕

(3) 免税点の判定

免税点の判定においては、非課税に該当する事業所床面積、従業者(注)を除いて判定します。

(注) 従業者が課税施設での労務と非課税施設の労務を兼務し、従事していた場合、その給与の非課税施設従事分は非課税の扱いになりますが、免税点判定では1人として計上します。

また、非課税施設従事分に非課税が適用される割合は、それぞれの事業に従事した分量に応じて按分します。

ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。

〈事例10〉

◎非課税施設の床面積の判定

Q. 福利厚生施設として従業員食堂を設けています。当該施設は非課税施設に該当すると思いますが、非課税施設に係る床面積は当該施設部分のみの床面積でしょうか、または食堂前の廊下等の共用部分を含めた床面積とするのでしょうか。

A. 非課税施設に係る床面積は、当該非課税施設のみの床面積であり、廊下等は共用部分として非課税の取扱いはありません。

ただし、一棟の大半を福利厚生施設として使用しているような場合においては、一般的には、業務用部分を除き、非課税施設として扱います。

9 課税標準の特例（特例控除）

（１）特例控除の範囲

事業所税には、非課税と同様に、人的な課税標準の特例と用途に着目した課税標準の特例（特例控除）があります。なお、用途による特例控除については、直接その用に供される施設のみが課税標準の特例の対象となります。

具体的には、後述する【特例控除適用一覧】（資P10）の各号に掲げる施設に係る事業所床面積または従業者給与総額について、それぞれ各号の控除割合を乗じて得た面積または金額を控除します。

（２）課税標準の特例の判定日

特例控除が適用されるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。しかし、課税標準の算定期間の中に事業所等が廃止された場合においては、廃止直前に行われた事業がこれらの規定の適用を受ける事業であるかどうかにより判定します。〔依達第9章3（7）イ〕

（３）免税点の判定について

免税点の判定においては、非課税と異なり、特例控除の対象となる事業所床面積や従業者について、これを控除する前の状態で判定します。

（４）課税標準の特例規定が重複して適用される場合の適用順位

同一覧の特例控除が重複する場合には、次の順序により適用されます。

〔令56の71〕

適用 順位	適用条項	対象の例示
1	法第701条の41第1項	協同組合等、各種学校等、 公害防止施設等…他
2	法第701条の41第2項	心身障害者多数雇用事業所

・適用順位に従い1の規定の適用後の課税標準を基礎として、2の規定が適用されます。

・法第701条の41第1項各号の重複は適用せず、その立法趣旨に照らしてより特別に控除割合を高く定めてある号を特例規定と解し、その号に定める控除割合のみを適用します。

なお、本則の特例控除と附則の特例控除で重複する場合は、本則適用後の課税標準を基礎として附則が適用されます。また、附則間の重複適用についても適用順位がありますのでご注意ください。〔法附則33、令附則16の2の10〕

10 減免

（１）減免の範囲及び申請について

本市においては、後述する【減免適用一覧】（資P13）に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対して課する資産割または従業者割の税額を、市長が必要であると認める場合に限り、その定められた額、または割合に乗じて得た額の範囲内で、減免を受けることができます。〔法701の57、条例149①、規則78〕

この減免を受けようとする場合は、申請書にその事由を証する書類を添えて

納期限までに申請してください。〔条例149②、規則79〕

納期限が減免申請期限ですので、例えば事業年度が4月1日から3月31日である法人Eが、法定納期限である5月31日に申告書を提出し、その翌日の6月1日に減免申請書を提出しても、納期限後の提出となるため受理することができません。

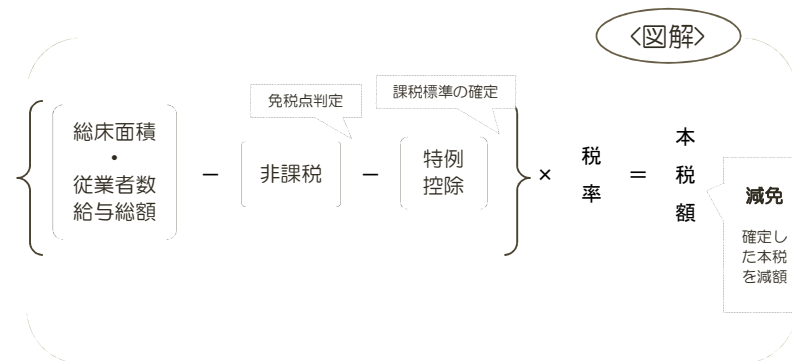
本税の申告及び減免の申請は期日に余裕を持ってご提出ください。

（２）減免の判定日

減免の適用を受けられるかどうかは、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。

（３）非課税、特例控除との違い

非課税や特例控除は、税額の確定前に課税標準を減算するものですが、減免は、確定した税額を減額するものです。



第2章 みなし共同事業

みなし共同事業とは、例えば、法人Aと法人Bが同一家屋内で事業を行っている場合において、法人Aと法人Bの間で出資金などによる特殊な関係が存在する一定の場合を指します。

みなし共同事業の判定を満たす場合は、事業所税の免税点判定を行う際に、法人Aの事業所床面積及び従業者数と法人Bの事業所床面積及び従業者数を合算することになります。（免税点を超えた場合の課税標準の計算は、自社面積及び従業者数のみ対象とします。）

みなし共同事業に該当するかどうかの判定には、「特殊関係者」や「同族会社」の判定も同時に必要になります。

これらの定義や判定例について、以下のとおり順に説明します。

- | | | | |
|---|------------|---|------------------------------|
| 1 | みなし共同事業の趣旨 | … | 概要や、みなし共同事業に該当しない場合について |
| 2 | 特殊関係者の範囲 | … | 特殊関係者の範囲と判定について |
| 3 | 同族会社の判定 | … | 同族会社の判定と事例について |
| 4 | その他〈事例〉 | … | 特殊関係者や同族会社、免税点判定など総合的な事例について |

1 みなし共同事業の趣旨

（1）特殊関係者を有する場合の扱い

事業主がP22【2 特殊関係者の範囲】に掲げる特殊関係者を有していて、その特殊関係者の行う事業が、事業主（特殊関係者を有する者）又はその者の他の特殊関係者が事業を行う事業所等の存する家屋内（以下「同一家屋内」といいます。）において行われている場合には、その特殊関係者が行う事業は特殊関係者を有する者との共同事業とみなされ、これらの者が連帯して納税義務を負うこととなります。〔法701の32②、法10の2①〕

ただし、当該事業が同一家屋内において行われている場合でも、次に掲げる2つの条件を同時に満たすときは、共同事業とみなされません。〔令56の21②〕

- 一 特殊関係者の行う事業が、特殊関係者を有する者と意思を通じて行われているものでないこと。

※ 市街地再開発事業により施設建築物の一部が与えられて新たに同一家屋内で事業を行うこととなったものなど、国又は地方公共団体などからいわば強制されて同一家屋内で事業を行うことになったものに限り、意思を通じて行われているものでないものとして取り扱われます。

- 二 事業所税の負担を不当に減少させる結果にならないこと。

（2）課税標準の算定 〔令56の51②〕

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業については、その特殊関係者が単独で当該事業を行うものとみなして、課税標準を算定します。

（3）免税点の判定 〔令56の75②〕

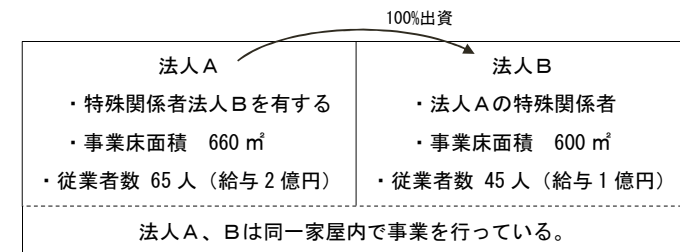
特殊関係者を有する者の免税点の判定については、共同事業とみなされた事業の全てを自己が単独で行うものとして取り扱われ、特殊関係者の当該事業に係る事業所床面積又は従業者数と自己の事業所床面積又は従業者数とを合算して判定します。

したがって、自己の事業所等だけでは免税点を超えない場合でも、特殊関係者を有する場合には免税点を超えることがありますので、注意してください。

このように、特殊関係者を有する者の免税点の判定について特別の規定が設けられているのは、事業を分割又は系列化した場合において、経営形態が異なりという理由によって、税負担に不均衡が生じないようにしたものです。

〈事例11〉

◎法人Aの免税点は、共同事業とみなされる特殊関係者法人Bの事業の事業所床面積・従業者数を合算して判定します。



法人Aは、100%出資の子会社法人Bを特殊関係者として有しています。

その場合の免税点判定はA、Bの床面積を合算して行ないます。

〔 660 m² + 600 m² > 1000 m² 〕 → Aに資産割の納税義務が発生

〔 65 人 + 45 人 > 100 人 〕 → Aに従業者割の納税義務が発生

ただし、課税標準はAの事業床面積、従業者給与のみの計算で、以下のとおりになります。

$$\begin{aligned} \text{Aの資産割} & 660 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 396,000 \text{ 円} \\ \text{Aの従業者割} & 200,000,000 \text{ 円} \times 0.25/100 = 500,000 \text{ 円} \\ \text{Aの事業所税額} & = 396,000 \text{ 円} + 500,000 \text{ 円} = 896,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

この事例では、BにとってはAは特殊関係者ではないので、Bは自社の 600 m² だけで免税点判定を行うため、事業所税が発生しません。

2 特殊関係者の範囲

免税点の合算対象となる特殊関係者には、家族、自社の子会社、自社と親会社が同一である他の子会社などが該当します。

特殊関係者とは次のいずれかに該当するものをいいます。〔令56の21①〕

種別	法施行令第5条	概要	以降の事例で参照する際の略番
特殊関係者となる個人	第1号	判定対象者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹	①
	第2号	第1号に掲げる者以外の判定対象者の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）で事業主と生計を一にし、又は事業主から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者	②
	第3号	第2号に掲げるもの以外の判定対象者の使用人その他の個人で、事業主から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している者	③
	第4号	第1、2号に掲げるもの以外で判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人及びその者と第1から3号の一に該当する個人	④
	第5号	判定対象者が同族会社（注）である場合で、同族会社と判定される基礎となった株主又は社員である個人及びその者と第1から4号の一に該当する関係がある個人	⑤
特殊関係者となる法人	第6号	判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社	⑥
	第7号	判定対象者が同族会社である場合で、同族会社と判定される基礎となった株主又は社員（これらの者と第1から4号に該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社	⑦

特殊関係者を有する者であるかどうか及び特殊関係者であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。〔令56の21⑤〕

（注）同族会社については次頁〔3 同族会社の判定〕を参照してください。

3 同族会社の判定

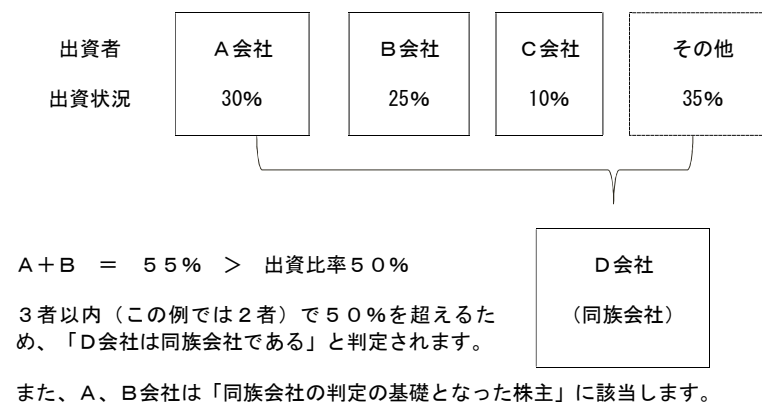
同族会社とは、株主等の3人以下並びにそれらと同族関係者（注）である者が有する株式の総数又は出資金の金額の合計額がその会社の発行済株式の総数又は出資金額の100分の50超に相当する会社をいいます。〔法人税法第2条第1項第10号〕

（注）法人税法施行令第4条に定める同族関係者。株主等の親族や使用人、当該株主の出資が50%超である他社などが含まれます。

同族会社であるか否かは、その会社の株主等の一人と当該株主等の同族関係者を一つのグループとしてとらえ（以下「株主グループ」といいます。）、そのような株主グループ3つの所有する株式の総数が、その会社の発行済株式の総数の100分の50超であるか否かによって判定することとなります。

なお、3つの株主グループのうちの第1順位及び第2順位の株主グループの所有する株式の総数がその会社の発行済株式の総数の100分の50超となる場合の第3順位の株主グループ、もしくは第1順位の株主グループの所有する株式の総数のみでその会社の発行済株式の総数の100分の50超になる場合の第2順位及び第3順位の株主グループは、その会社が同族会社であるか否かの判定には、関与しなかったものとされます。

《同族会社の判定例》



＜確認＞

○みなし共同事業に該当するかどうかの判定には、同一家屋内で事業を行う者が特殊関係者であるかどうかを確認します。

○その判定に関わる法人が同族会社かどうかの判定には、株主等とその同族関係者によって構成される株主グループが3つ以内かどうかを確認します。

・出資状況が以下の場合では、

出資者	A会社	個人a	B会社	C会社	その他
出資状況	20%	15%	10%	10%	45%

$$A + a + B \text{ 又は } C = 45\% < \text{出資比率} 50\%$$

出資上位の3者以内で出資比率が50%を超えないため、「D会社は同族会社ではない」と判定されます。

D会社
(同族会社
ではない)

・ただし、個人aがA会社の100%出資者である場合は、判定結果が変わります。

出資者	A会社	個人a	B会社	C会社	その他
出資状況	20%	15%	10%	10%	45%

※ 個人aとA会社は「同族関係者」であることから、株主グループとしてとらえます。(前頁参照)
この株主グループの出資は1者のものとされます。

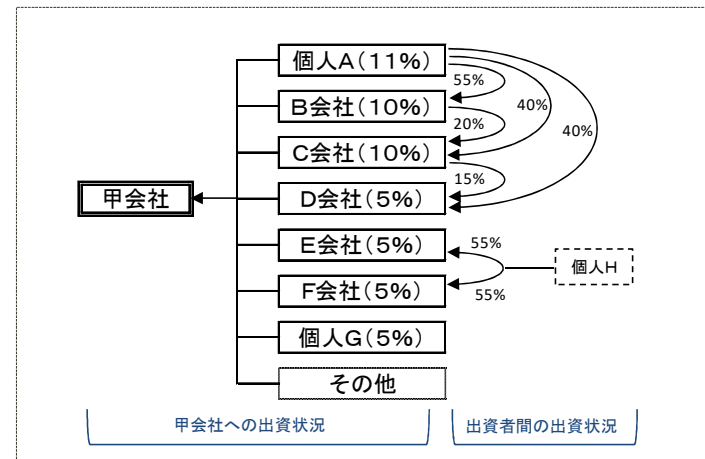
よって、この例では(A+a)の35%は1者の出資として扱われます。

$$(A + a) + B + C = 55\% > 50\%$$

出資上位の3者以内で50%を超えるため、「D会社は同族会社である」と判定されます。

D会社
(同族会社)

・「株主グループ」の複雑な例をあげると、



図を一見すると甲会社は8者以上から出資を受けて成立しており、上位3者で出資比率50%を超えるようには見えません。

しかし、その出資者間の出資状況を見ていく(図右側)と、出資者がグループ化され、結果的に上位3者以内の出資が50%超となり、甲会社は「同族会社である」と判定されます。

- 第1順位：36% 個人A+B会社+C会社+D会社
第2順位：10% E会社+F会社
第3順位：5% 個人G

<解説>

- ・ 個人AはB会社の株式の55%を所有しており、したがって、B会社は同族会社であり、かつ、個人Aの同族関係者に該当します。
- ・ また、個人AはC会社の株式を40%所有しており、個人Aの同族関係者であるB会社も、C会社の株式の20%を所有しています。この場合、C会社は同族会社と判定されるとともに、個人A及びB会社の同族関係者に該当します。
- ・ さらに、個人AはD会社の株式40%を所有しており、個人Aの同族関係者であるC会社もD会社の株式の15%を所有しています。この場合、D会社は同族会社と判定されるとともに、個人A及びC会社の同族関係者に該当します。
- ・ 個人Hは、直接的に甲会社の株式を所有していませんが、甲会社の株主等であるE会社及びF会社の株式のそれぞれ55%を所有しています。ですので、E会社及びF会社は個人Hの同族関係者に該当します。

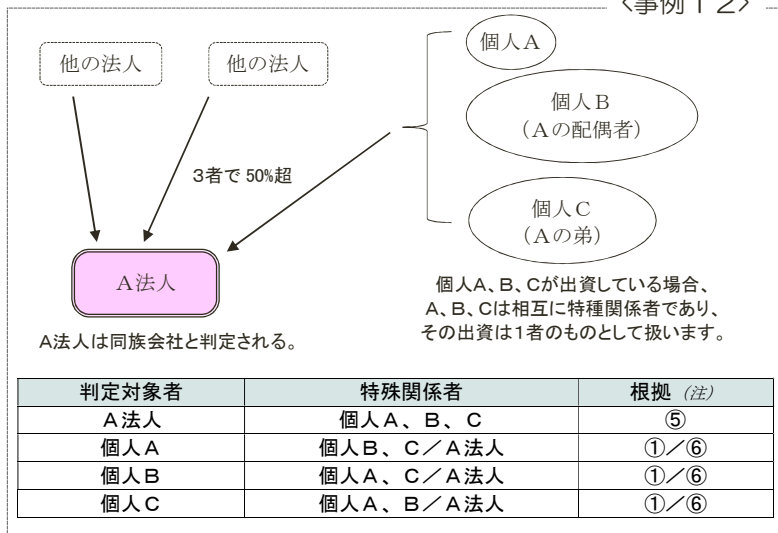
これらの同族関係者をグループ化し、これに個人Gを加えると、甲会社は、3つの株主グループが所有する株式総数が100分の50超となり、同族会社と判定されることになります。

よって、図のその他及び個人Hを除く個人Aから個人Gの全員にとって、甲会社は同族関係者に該当します。また、例えば、甲会社とB会社が同一家屋内で事業をしている場合は、相互に特殊関係を有する関係(P22の表⑥、⑦に該当)であり、みなし共同事業に該当します。

4 みなし共同事業に係るその他＜事例＞

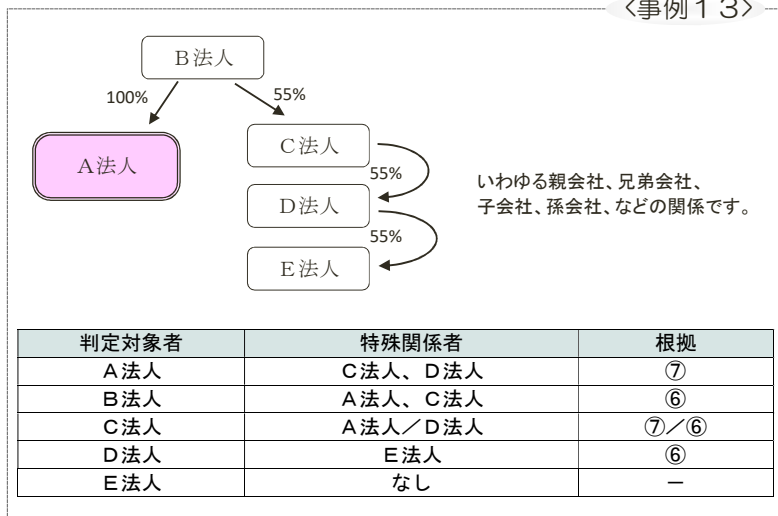
以下の図の全員(「他」は除く)が同一家屋内で各々の事業を行っていると仮定し、[判定対象者]に着目した場合の[特殊関係者]の例

＜事例12＞

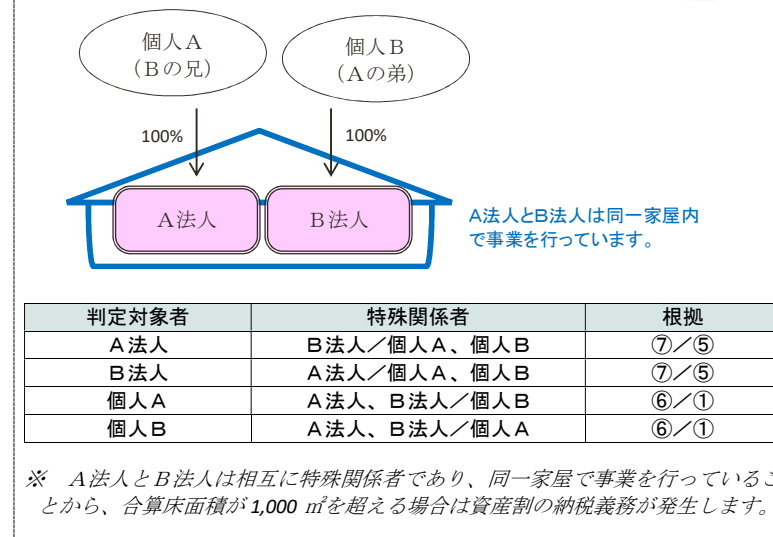


(注) 根拠で①とした場合はP22の表における[略番]の①を示します。

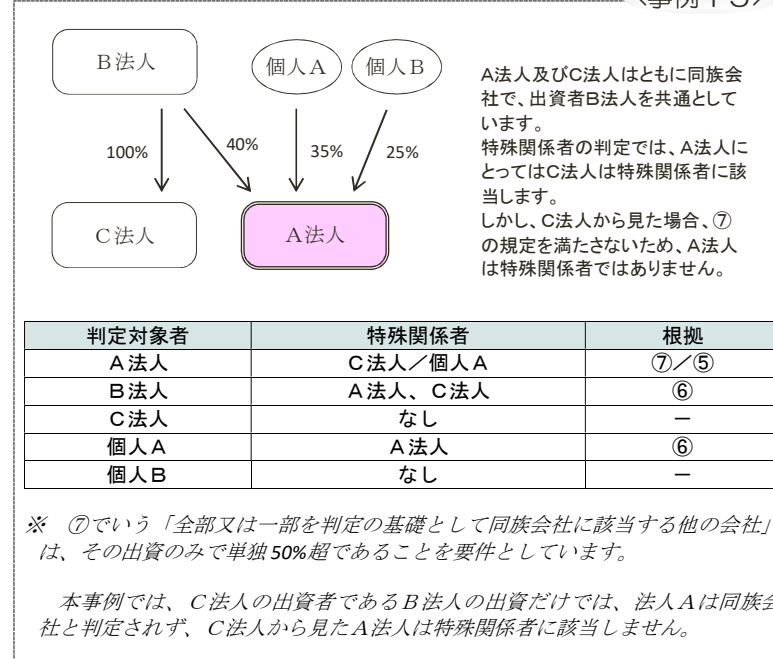
＜事例13＞



＜事例14＞



＜事例15＞



第3章 申告

1 申告納付

前述の免税点を超える場合は、以下の表の期限までに、課税標準及び税額等を記載した申告書等を提出するとともに、その申告した税額を納付してください。
〔法701の46、法701の47〕

また、免税点以下の場合であっても、課税標準の算定期間の末日において、事業所の床面積が800㎡または従業者数が80人を超える場合には、申告書に必要事項を記載して申告してください。（納付の必要はありません）。

〔規則75の2②〕

申告書の提出期限 と納付期限	法人	事業年度終了の日から2月以内
	個人	翌年の3月15日 (事業廃止の場合はその日から1月以内)

なお、法人税法第75条の2第1項の規定により法人税の確定申告書の提出期限の延長を認められた特例延長法人であっても、事業所税の申告納付期限は延長されませんので、注意してください。

また、事業所税においては、中間申告（予定申告）制度はありません。

※ 申告書の具体的な作成方法、作成例については〔資料5 申告書の記入例〕
（資P15）を参照してください。

2 電子申告

以下の申告、届出については電子申告が可能です。

- (1) 事業所税の税申告
- (2) 事業所税の新設（廃止）申告書の提出
- (3) 事業所用家屋貸付等申告書

電子申告の詳しい手続きは以下のURLをご参照ください。

地方税ポータルサイト（エルタックス） <http://www.eltax.jp/>

第4章 期限後申告、決定、更正等

1 期限後の申告

申告期限後であっても決定の通知があるまでは申告納付することができますので、速やかに申告してください。〔法701の49①〕

なお、期限後申告には申告期限を超過した日に応じた延滞金、加算金が課されます。（次頁〔第5章 延滞金、加算金〕参照）

2 決定

申告期限までに申告書の提出がない場合には、調査した結果によって、申告すべき課税標準額及び税額を決定します。〔法701の58②〕

なお、決定では本税額に加えて申告期限を超過した日に応じた延滞金、加算金が課されます。（次頁〔第5章 延滞金・加算金〕参照）

3 修正申告、更正の請求、更正

申告した税額または更正もしくは決定を受けた税額が過少である場合には、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、不足額を納付してください。〔法701の49②〕

また、申告した税額が過大である場合には、法定納期限から5年以内に限り更正の請求をすることができます。〔法20の9の3①〕

当初申告から増額になる場合 → 修正申告
当初申告から減額になる場合 → 更正請求

なお、申告された課税標準額及び税額、または更正もしくは決定をした課税標準額及び税額を調査した結果によって、更正することがあります。〔法701の58①、③〕

※ 事業所税の賦課及び徴収は、一定期間過去に遡って行われますので、注意してください。

第5章 延滞金、加算金

<参考例>

1 延滞金

(1) 延滞金の利率について

事業所税額を納付期限後に納付する場合は、法701の59②または60①により、延滞金の利率が定められており、納期限後1月などの低利率期間は

年7.3%、それ以降などの高利率期間は年14.6%とされています。

しかし、法附則3の2①により「当分の間」適用される特例がありますので、この利率を読み替える必要があります。

具体的には、

低利率期間 … 特例基準割合に年1%の割合を加算した割合
高利率期間 … 特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合
特例基準割合 … 以下の表のとおりです。

特例基準割合は、該当する期間によって変わります。

平成26年1月1日 ～ 平成26年12月31日までの分・・・ 1.9%
平成27年1月1日 ～ 平成28年12月31日までの分・・・ 1.8%
平成29年1月1日 ～ 平成29年12月31日までの分・・・ 1.7%
平成30年1月1日 ～ 令和2年12月31日までの分・・・ 1.6%

よって、令和2年中の利率を例にすると、低利率期間は2.6%、高利率期間は8.9%になります。

(2) 延滞金の適用期間について

上記低利率が適用される期間は以下の表のとおりであり、その翌日以降は高利率が適用されます。

1	提出期限までに提出した申告書に係る税額	当該税額に係る事業所税の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
2	期限後に提出した申告書に係る税額	当該提出した日までの期間及びその日の翌日から1月を経過する日までの期間
3	修正申告に係る税額	修正申告書を提出した日までの期間及びその日の翌日から1月を経過する日までの期間
4	納税義務の免除に係る徴収を猶予した税額	当該徴収を猶予した期間及びその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
5	更正または決定があった場合の税額	指定納期限（更正または決定の通知の日から1月後）の翌日から1月を経過する日までの期間

表1 提出期限までに提出した申告書に係る税額

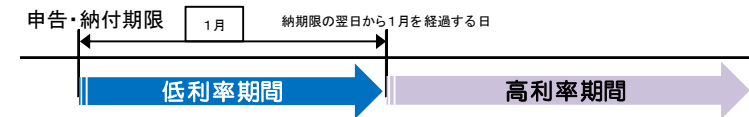


表2 提出期限後に提出した申告書に係る税額

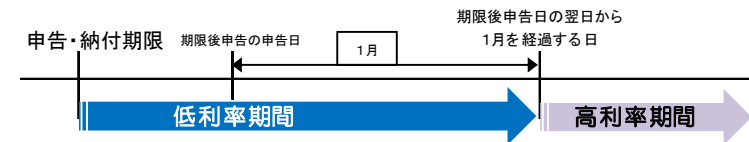


表3 修正申告に係る税額

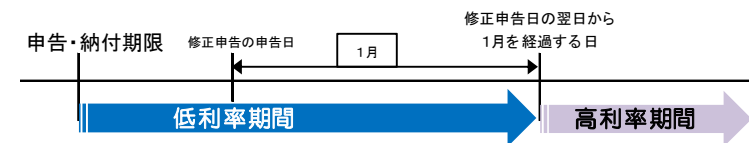


表4 徴収猶予した税額

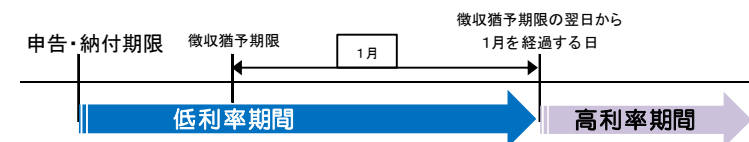
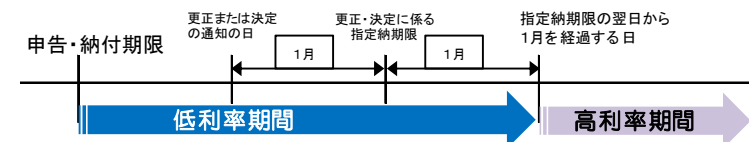


表5 更正または決定があった場合の税額



（３）延滞金の計算について

延滞金の計算では、計算の基礎となる税額を定める際、１，０００円未満の端数があるとき、またはその全額が２，０００円未満であるときは、その端数金額または、全額を切り捨てます。

例：本税額７７７，７００円が未納の場合は、１，０００円未満である７００円の部分を切り捨てた７７７，０００円を基準に延滞金計算が行われます。

また、延滞金額を計算した結果に１００円未満の端数があるとき、またはその全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。〔法２０の４の２②、⑤〕

〈事例 16〉

◎平成２９年５月３１日が申告・納付期限の事業所税が

平成３０年５月３１日現在まで本税 777,700 円未納だった場合の計算例

《状況の整理》

- ・申告は平成２９年５月３１日までに行われたが納付がない。
- ・延滞金の起算日（納期限の翌日）は平成２９年６月１日
- ・納期限の翌日から１月後（６月３０日）までは低利率が適用される。
- ・納期限の翌日から１月後の翌日（７月１日）から高利率が適用される。
- ・平成２９年中の低利率期間（６月１日～６月３０日）は３０日で、高利率期間（７月１日～１２月３１日）は１８４日
- ・平成３０年中の高利率期間（平成３０年１月１日～５月３１日）は１５１日
- ・平成２９年中の低利率は２．７％、高利率は９．０％、平成３０年中の高利率は８．９％

《計算例》

$$(777,000 \times 30/365 \times 2.7\%) + (777,000 \times 184/365 \times 9.0\%) \\ + (777,000 \times 151/365 \times 8.9\%) = 65,584$$

よって、端数を切り捨てた 65,500 円が延滞金額になります。

ポイント

- ・基準税額は 1,000 円未満の端数を切り捨てる。
- ・年利が切り替わる場合、各年利で求めた延滞金額の 1 円未満の端数は切り捨てる。
- ・年利は閏年にあっても 365 日あたりの割合とする。
- ・延滞金が未納であっても、本税を完納した日以降は延滞金が加算されることはありません。

２ 加算金

申告書の提出期限間までに申告のない場合には不申告加算金が、申告した税額が過少であった場合には過少申告加算金が課されることがあります。

ただし、納税者が課税標準の基礎となるべき事実を隠ぺいし、または仮装した場合は、これらに代えて重加算金が課されます。

加算金一覧

種類	区分	加算割合
(1) 過少申告加算金	原則として不足税額の 10%	10/100
	ただし、上記 10%に加えて不足税額が、期限内申告税額または 50 万円のいずれか多い金額を超える場合は、その超過額の 5%を加える ※期限内申告額＞50 万円であれば期限内申告額を超過する額の 5%、期限内申告額＜50 万円であれば 50 万円を超過する額の 5% 例として、期限内申告が 60 万円で修正申告後の税額が 130 万円となり、不足税額が 70 万円ある場合は、60 万円を超過する 10 万円に係る 5%が加算されます。	10/100 + 超える部分 × 5/100
	修正申告書の提出が、更正があるべきことを予知されたものでない場合、正当な理由がある場合	0
(2) 不申告加算金	原則として期限後申告、決定、更正や修正申告に係る税額の 15%	15/100
	上記税額が 50 万円を超えるとき	15/100 + 超える部分 × 5/100
	期限後申告または修正申告書提出が、更正または決定があるべきことを予知してされたものでないとき	5/100
	正当な理由がある場合	0
(3) 重加算金	過少申告 重加算金	不足税額の 35%
	不申告 重加算金	税額の 40%

（１）過少申告加算金 〔法 701 の 6 1 ①〕

申告書の提出期限までにその提出があった場合（正当な理由によって提出期限後に提出があった場合を含む）において、更正があったときまたは修正申告書の提出があったときは、当該更正または修正申告前の申告または修正申告に係る税額に誤りがあったことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額または当該修正申告によって増加した税額（以下「対象不足税額等」といいます。）に 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等が申告書の提出期限までにその提出があった場合における、当該申告書に係る税額に相当する金額と 50 万円とのいずれか多い金額を超える場合には当

35

第7章 税務調査

事業所税の徴収は、申告納付の方法によるものですが、課税の適正化を図るため、随時、税務調査を実施しております。

資料調査や訪問調査の際に、建築図面、申告数値の明細資料の提出等についてご協力をお願いすることがあります。

なお、調査を行う職員は徴税吏員証を携帯しておりますので、必要の際はご確認ください。〔法701の35、規則3〕

また、ご不明な点がございましたらお早めに事業所税担当までお問い合わせください。

第8章 納付場所

取扱い 金融機関	埼玉りそな銀行、みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行、群馬銀行、足利銀行、武蔵野銀行、八十二銀行、三井住友信託銀行、東和銀行、東京スター銀行、大光銀行、きらぼし銀行、埼玉縣信用金庫、川口信用金庫、青木信用金庫、東京東信用金庫、東京信用金庫、城北信用金庫、瀧野川信用金庫、巣鴨信用金庫、あすか信用組合、中央労働金庫、さいたま農業協同組合	法定納期限後の納付の際もご利用いただけます。
市収納機関	納税課、新郷支所、神根支所、芝支所、安行支所、戸塚支所、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター	
ゆうちょ銀行 ・郵便局	埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県に限ります。	法定納期限内のみのご利用となります。

※平成31年1月時点

川口市では、600社以上の法人様から、事業所税の申告・納付をいただいています。

ありがとうございます。

新規で対象になる方も含め、今後とも適正な申告・納付にご協力ください。



川口市マスコットキャラクター
きゅぼらん

資料 1 本編の補足

1 事業所税の使途

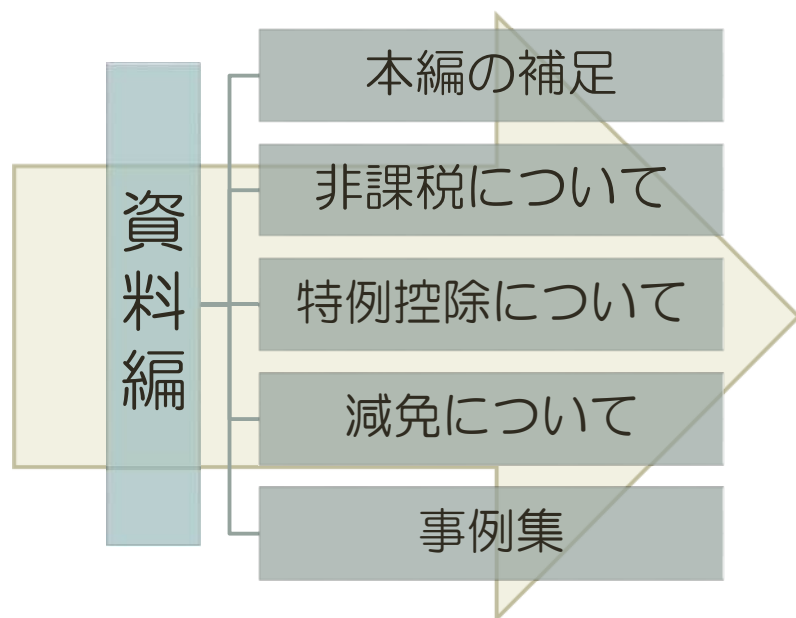
事業所税は目的税であり、都市環境の整備改善に要する費用に充てることを目的に創設されておりますので、その使途については次に掲げる事業とされております。〔法第 701 の 73〕

- ア 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- イ 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- ウ 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- エ 河川その他の水路の整備事業
- オ 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- カ 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- キ 公害防止に関する事業
- ク 防災に関する事業
- ケ 以上のほか、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で一定のもの

2 事業所税の課税団体

事業所税は、次の地方団体において課税されます。（平成 31 年 1 月 1 日現在 77 団体）

- ア 東京都（特別区の存する区域）
- イ 指定都市 20 市
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
- ウ 首都圏整備法の既成市街地を有する市 3 市
武蔵野市、三鷹市、川口市
- エ 近畿圏整備法の既成都市区域を有する市 5 市
守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市
- オ 人口 30 万人以上の市で政令で指定するもの 48 市
（北海道地方）旭川市
（東北地方）秋田市、郡山市、いわき市
（関東地方）宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市
（中部地方）富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市
（近畿地方）豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市
（中国地方）倉敷市、福山市
（四国地方）高松市、松山市、高知市
（九州・沖縄地方）久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市



3 第1章2（2）〔事業所等の範囲〕の補足

※ 本編 P2 参照

事業所等の範囲には、事業所用家屋であっても事業所税の対象にならない例外があります。（以下 ア 及び イ）

ア 事業所等と認められるためには、その場所において行われる事業が、ある程度の継続性をもったものである必要がありますので、たまたま、2～3か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は事業所等の範囲から除かれます。〔依達第1章6（2）〕

ただし、店舗等の代替のために設けられた仮店舗等については、仮にその設置期間が2～3か月程度であっても事業の継続性が認められますので、事業所等に該当します。

イ 建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物でその設置期間が1年未満のものについては、事業所税においては、事業所等の範囲には含めないこととしています。〔依達第9章3（3）〕

また、事業所等を一つの単位としてとらえる際、以下のように判断します。

一の事業所等とは、一区画を占めて経済活動を行うものをいい、同一の構内にあれば経営主体が同一である限り一区画とみなし、一単位の事業所等となります。（注）

また、近接した二以上の場所で経済活動が行われる場合でも、一方が他方の単なる分館的なものであるときは、両者を合わせて一の事業所等となります。

（注）例えば、Aビル内において経営主体A法人の部署であるB部門とC部門が異なるフロアで活動しており、事業年度途中でB部門が外部の貸テナントDに移転したとすると、あくまでAビルが一単位であることから、B部門の移転は「廃止」ではなく「縮小」として扱われることになります。

よって、この場合はB部門が使用していた床面積については、月割計算の対象にならず、事業年度末時点のAビル使用面積と、テナントDの中途新設（月割計算を適用）を合算したものが課税標準になります。

資料 2 非課税について

1 非課税適用一覧

No.	対 象	要 件 等（概 略）	適用の有無		根拠法令
			資産割	従業者割	
1	国及び公共法人	国、非課税独立行政法人及び法人税法に規定する公共法人	○	○	法701の34①
2	公益法人等	法人税法に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○	法701の34② 令56の22、23
3	教育文化施設	博物館、図書館、幼稚園	○	○	法701の34③－3 令56の24
4	公衆浴場	知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○	法701の34③－4 令56の25
5	と畜場	と畜場法に規定すると畜場	○	○	法701の34③－5
6	化製場等	化製場等に関する法律に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	法701の34③－6
7	水道施設	水道法に規定する水道事業者等の管理に属する水道施設	○	○	法701の34③－7
8	一般廃棄物処理施設	区市町村長の許可、認定又は委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	法701の34③－8
9	病院・診療所等	医療法に規定する病院及び診療所、介護保険法に規定する介護老人保健施設及び介護医療院並びに看護師等医療関係者の養成所	○	○	法701の34③－9 令56の26
10	社会福祉施設等	社会福祉施設、保護施設、児童福祉施設、認定こども園、老人福祉施設、障害者支援施設等	○	○	法701の34③－10～10の9
11	農林漁業生産施設	農業、林業、漁業を営む者が直接生産の用に供する施設	○	○	法701の34③－11 令56の27 則24の3
12	農業協同組合等共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○	法701の34③－12 令56の28 則24の4
13	農業倉庫	農業倉庫法に規定する農業倉庫業者、連合農業倉庫業者がその本来の事業のように供する倉庫	○	○	法701の34③－13
14	卸売市場等	卸売市場、付設集団売場等、指定場外保管場所	○	○	法701の34③－14 令56の29 則24の5
15	電気事業用施設	電気事業法に規定する電気事業の用に供する施設	○	○	法701の34③－16 令56の32
16	ガス事業用施設	ガス事業法に規定する一般ガス導管事業又はガス製造事業の用に供する施設	○	○	法701の34③－17 令56の33
17	中小企業の集積の活性化事業等用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの	○	○	法701の34③－18 令56の34 則24の5②

注

No.	対 象	要 件 等 (概 略)	適用の有無		根拠法令
			資産割	従業者割	
18	中小企業の産業の国際競争力強化事業用施設等	総合特別区域法に規定する事業を行う中小企業者が区市町村から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの	○	○	法701の34③～19 令56の35
19	鉄道事業用施設	鉄道事業者又は軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所及び発電施設以外の施設	○	○	法701の34③～20 令56の36
20	自動車運送事業用施設	一般乗合旅客自動車・一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業を営む事業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	○	○	法701の34③～21 令56の37
21	自動車ターミナル用施設	自動車ターミナル法に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で、事務所以外の施設	○	○	法701の34③～22 令56の38
22	国際路線航空事業用施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共飛行場に設置される施設で、航空運送事業者がその事業の用に供する施設のうち当該国際路線に係るもの	○	○	法701の34③～23 令56の39 則24の6
23	電気通信事業用施設	電気通信事業法に規定する無線通話装置を用いる事業以外の電気通信事業を営む事業者のうち、総務省告示で指定された事業者の事務所、研究施設及び研修施設以外の施設	○	○	法701の34③～24 令56の40 則24の6の2
24	一般信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち一定のもの	○	○	法701の34③～25 令56の40の2 則24の6の3
25	郵便事業用施設	日本郵便株式会社が業務の用に供する施設のうち一定のもの	○	○	法701の34③～25の2 令56の40の3 則24の6の4
26	勤労者の福利厚生施設	事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設	○	○	法701の34③～26 令56の41 則24の7
27	路外駐車場	駐車場法に規定する道路の路面外に設置される一般公共の用に供される駐車施設で、都市計画において定められた都市計画駐車場等	○	○	法701の34③～27 令56の42 則24の8
28	駐輪場	都市計画において定められた自転車等駐輪場	○	○	法701の34③～28
29	高速道路事業用施設	各高速道路株式会社が高速道路の新設又は改良、高速道路について行う維持、修繕、その他の管理等一定の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	○	○	法701の34③～29 令56の42の2
30	消防用設備等・防災施設等	特定防火対象物に設置される消防用設備又は防災施設等	○	－	法701の34④ 令56の43 則24の9
31	港湾運送事業用施設	港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	－	○	法701の34⑤ 令56の46 則24の10

凡例：法 701 の 34③-4→ 地方税法第 701 条の 34 第 3 項第 4 号

(注) 26[福利厚生施設]、27[路外駐車場]、30[消防設備等]については、以降のページで詳細を説明します。

福利厚生施設

事業を行う者または事業を行う者で組織する団体が経営する、専ら当該事業を行う者または当該団体の構成員である事業を行う者が雇用する勤労者の利用に供するための福利厚生施設、並びにこれらの者等から経営の委託を受けて行う専ら勤労者等の利用に供する福利厚生施設が対象となります。

福利厚生施設とは、一般的には、保養所、理髪室、食堂、体育館、売店、娯楽室、医務室、保育施設など事業主が従業者の慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けている施設で直接事業の用に供されていないものをいいます。

したがって、トイレ、湯沸室、駐車場等の通勤施設、業務上制服等の着用を必要とする場合の更衣室、現場作業員等の浴場、業務上必要とされる仮眠室、研修所、事業に関する専門知識向上のための図書室等は、事業所税において非課税とされる福利厚生施設には該当しません。

また、廊下等に置かれた自動販売機、ロッカー等で仕切られた更衣室等の専有面積についても、一定の場所に固定せず移動が可能なことから事業所税において非課税の対象とされる福利厚生施設には該当しません。

※ 社宅及び社員寮は、人の居住の用に供する施設ですので事業所税の課税対象外です。

※ 福利厚生施設の扱いとして〈事例10〉（本編P17）に「◎非課税施設の床面積の認定」があります。

路外駐車場

路外駐車場とは、道路の路面外に設置されている自動車のための施設であって、一般公共の用に供される駐車場（有料、無料を問いません。）をいいます。

駐車場が固定資産上の家屋に判定される場合は、事業所税の課税標準床面積として計上する必要がありますが、路外駐車場に該当する家屋部分については非課税の扱いになります。（家屋でない駐車場は事業所税の対象になりません。）

事業所税が非課税とされる路外駐車場の範囲は次のとおりです。

- ・都市計画駐車場（都市計画において定められた駐車場）
- ・届出駐車場（駐車場法第12条に該当する駐車場で市に届出を提出しているもの）
- ・不特定多数の者が利用する公共施設（県や市の施設、駅など）から一定の距離内にあって、一般公共の用に供されていると市長が認めたもの

非課税になる路外駐車場の例として、時間貸しの駐車場などが該当します。

また、非課税とされる施設には、駐車のために供される部分のほか、車路、料金徴収所、ターンテーブル等が含まれます。

非課税に該当しない駐車場の例としては、以下があげられます。

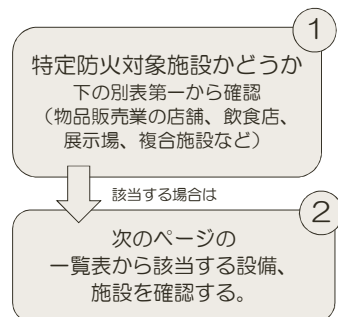
- ・駐車スペースを月極貸ししている。
- ・店舗専用駐車場で店舗利用者以外の利用を禁止している。
- ・無料で一般開放している店舗付属の駐車場だが、一定の距離内（概ね200m）に不特定多数の者が利用する公共施設がない。

その他の事例として、事例集〈事例17〉（資P37）で「貸ビルの屋内駐車場」、「時間貸しと月極貸しを行っている場合」を紹介しています。

消防設備、防災施設

消防設備等が非課税対象となるのは、
特定防火対象物（施設）内に設置されて
いて、床面積を有する部分に限ります。

以下の表で該当施設を確認してください。



消防法施行令別表第一「特定防火対象施設」

(一)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(二)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（二並びに（一）項イ、（四）項、（五）項イ及び（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(三)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(四)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(五)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅
(六)	イ 病院、診療所、助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等 ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター等 ニ 幼稚園又は特別支援学校
(九)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(十六)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(十六の二)	地下街
(十六の三)	建築物の地階（（十六の二）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

消防設備等非課税一覧

根拠法令	No.	非課税対象となる床面積	非課税割合	具体的な取扱い
消防用設備（令56の43③） 消防法、 同施行令	1	次の設備に係る水槽の設置部分 ・屋内消火栓設備 ・スプリンクラー設備 ・水噴霧消火設備 ・泡消火設備 ・屋外消火栓設備 ・動力消防ポンプ設備 ・消防用防火水槽	全部	消防用設備等の水源としての技術上の基準に適合している水槽で、一般給用水の水源として兼用されている場合も事業所床面積は非課税になります。
	2	次の設備のポンプが設置されているポンプ室 ・屋内消火栓設備 ・スプリンクラー設備 ・水噴霧消火設備 ・泡消火設備	全部	消防用設備等のポンプと一般給用水ポンプとが併設されているポンプ室の消防用設備等に係る非課税面積は、それぞれのポンプの規模（占有床面積等）に応じ当該ポンプ室に係る事業所床面積を按分し計算します。 なお、規模により難しい場合は当該ポンプの台数により按分して差し支えありません。
	3	次の設備の非常用電源又は予備電源の電源室（発電室、蓄電池室又は変電室） 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、非常警報設備、誘導灯、排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備、非常用照明装置、非常用エレベーター	全部	①消防用設備等の非常電源と他の共用の受電設備、変電設備、その他の機器及び配線が外箱に収納されている非常電源専用受電設備に係る事業所床面積については非課税となります。 ②消防用設備等に係る非常電源設備と一般照明等用の電源設備とが併設されている電源室の消防用設備等に係る非課税面積は、それぞれの電源設備の規模（占有床面積）に応じ当該電源室に係る事業所床面積を按分し計算します。
	4	次の設備に係るパイプスペース又は電気配線シャフトの部分（バルブ類（スプリンクラー設備の制御弁等）の格納部分を含むものとし、床を占有する部分に限る） 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯、排煙設備、連結放水設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備、非常用照明装置、非常用エレベーター	全部	パイプスペース又は配線シャフトとして区画された部分で、消防用設備等の配管又は配線とを併せて格納するものによる事業所床面積も非課税となります。
	5	総合操作盤その他の消防用設備等の操作機器（火災報知設備の受信機等を含む）の設置部分（床を占有する部分に限る）	全部	①消防用設備等の監視、操作等と空調、保温等の監視、操作等を併せて行う総合操作盤に係る事業所床面積は、非課税となります。 ②壁等に埋め込まれ、又は取り付けられている消防用設備等は、床を占有する部分がないので非課税なりません。 ③消防用設備等の操作機器の操作面積については、20①を参照してください。
	6	次の設備に係る消火薬剤の貯蔵庫又は消化剤の貯蔵容器等の貯蔵庫等 ・泡消火設備 ・不活性ガス消火設備 ・ハロゲン化物消火設備 ・粉末消火設備	全部	
	7	動力消防ポンプ設備の格納庫	全部	
	8	消火器及び簡易消火用具の接地部分 ・消火器・水バケツ・水槽・乾燥砂 ・膨脹ひる石・膨張具珠等	全部	設置個所に標識が設けられて、常設されている専有床面積が非課税となります。
	9	消火栓箱、泡消火設備の放射用器具の格納箱、連結送水管の放水用器具の格納箱又は簡易消火用具の設置部分（床を占有する部分に限ります。）	全部	①壁等に取り付けられている場合の取扱いについては5②を参照してください。 ②移動性消防用具については、その設置個所に消防法施行規則第9条第4号に基づき標識が取り付けられ、かつ、当該設置箇所に常置されている場合に限り、その占有面積が非課税となります。 ③操作面積の取扱いについては20①を参照してください。
	10	避難器具の設備部分（床を占有する部分に限ります。） すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋等	全部	①壁等に取り付けられている場合の取扱いについては5②を参照してください。 ②操作面積の取扱いについては、20①を参照してください。
	11	排煙設備のダクトスペース（床を占有する部分に限ります）及び排煙機の設置部分	全部	①(8)の消防用設備以外の排煙設備が該当します。 ②防災用の排煙と暖房用の排煙を併せて行う排煙設備の風道等に係る事業所床面積も非課税になります。 ③一般業務用の機器が併設されている場合の取扱いについては、2を参照してください。

根拠法令	No.	非課税対象となる床面積	非課税割合	具体的な取扱い
建築基準法、同施行令	12	避難階における屋外への出入り口部分	1/2	屋外の出入り口については、扉、柱等で区画されている部分(風除室等)がある場合は、当該区画された部分が対象となります。 特に区画がない場合は避難通路の有効幅員に相当する部分が対象となります。
	13	非常用出入口のバルコニーの部分	全部	
	14	階段(建築基準法第35条に規定するもの) (1) 特別避難階段の階段室及び附室 (2) 避難階段の階段室	全部	① 特別避難階段は、附室の設置がその構造上の要件であるので、この附室も非課税になります。
		(3) (1)又は(2)以外の直通階段で避難階へ通ずるものの階段室(傾斜路を含みます。)	1/2	② 特別避難階段を設置すべき建築物に準じる建築物につき、特定行政庁が避難階段の附室の設置を命じた場合にあっては、その2分の1の面積に対応する部分が非課税となります。
		(4) (1)～(3)以外の階段室(防火区画されているものに限りします。)	1/2	③ 防火区画されている階段等の部分からのみ人が出入りすることができる公共便所、公共電話所等で、該当部分が階段等の部分と一体になっている防火区画されている場合は2分の1非課税になります。
	15	廊下の部分(建築基準法第35条に規定するもの)	1/2	廊下とは、室と室をつなぐ一定の幅員をもった建物内通路をいい、売場内の店内通路等は、これに該当しません。 なお、建築基準法施行令第119条の規定の適用を受けるものにあつては、当該規定による幅員を有するものが非課税の対象となります。
	16	中央管理室(火災報知設備、発信器等の消防設備等の操作盤の設置部分を除きます。)	1/2	① 建築基準法施行令第20条の2第2項ハに規定する高さ31mを超える建築物及び1,000mを超える地下街に設置された中央管理室で、排煙設備の制御及び行動の状態の監視に係る設備及び非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及び非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置を設置しているものが該当します。 ② 消防用設備等の監視、操作等に係る総合操作盤等が中央管理室に設置されている場合、当該総合操作盤等の設置部分(占有面積)については、5より全部非課税とされていますので中央管理室の残りの部分が2分の1非課税となります。
	17	乗降機等 (1) 非常用エレベーターの昇降路、乗降ロビー及び機械室	全部	
		(2) (1)以外のエレベーター、エスカレーター等の昇降路で防火区画されているもの (3) 防火区画された吹き抜け部分(床面積の存する部分に限りします。)	1/2	(2)及び(3)は、建築基準法施行令第112条第9項の規定により防火区画された堅穴区画の部分が該当します。
	18	避難通路 (1) 消防法施行令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の例により設置したスプリンクラー設備の有効範囲内に設置されたもの	全部	川口市火災予防条例第35条、第37条及び第38条の規定に基づき設置された避難通路 ア. 劇場等の避難通路は、客室内に設けられたものをいいます。 イ. キャバレー等及び飲食店の避難通路は、階(店内)における客席の床面積が150㎡以上の場合に、その客席内に設けられたもので、客席部分からいす席、テーブル席又はボックス席7個以上を経過しないでその一に達するように設置された有効幅員1.6m(飲食店にあっては1.2m)以上のものをいいます。 ウ. 百貨店等の避難通路は、一の階における売場又は展示場の床面積が150㎡以上の場合に、その売場又は展示場内に設けられた次の幅員を有する主要避難通路をいいます。 ① 売場又は展示場の床面積150㎡以上300㎡未満 ・・・1.2m以上 ② 売場又は展示場の床面積300㎡以上 ・・・1.6m以上 また、前記の売場又は展示場の床面積が600㎡以上の場合に、その売場又は展示場内に設置を義務付けられた有効幅員1.2mの補助避難通路も含まれます。 ※本市では、避難通路は通路誘導灯と非常口の設置個所を基準に取り扱います。
川口市火災予防条例	19	喫煙所	1/2	川口市火災予防条例第23条の規定に基づいて設置された喫煙所
	20	その他(行政命令に基づき設置するもの) (1) 特別避難階段を設置すべき建築物に準ずる建築物に対し、避難階段の附室の設置を命じられた場合の当該附室 (2) 建築物の構造、用途等に応じ、避難を確実にするために屋内バルコニー等の設置を命じられた場合の当該バルコニー等 (3) 中央管理室の要件を充足しない防災センター等を有する場合において、防災サブセンターの設置を命じられ、これらが一体となって中央管理室の機能を維持するようにした場合の当該防災センター及び防災サブセンター等 (4) 消防用機器、避難器具等の操作面積(行政命令により、その確保及び範囲が明定されているものに限りします。)	1/2	(4)の消防用機器及び避難器具等の操作面積は、消防署長等の命令により当該機器に係る操作面積の確保及びその最小限必要な範囲が明定され、かつ、テーピング等により当該部分が有効に確保されていると認められている場合に限り、2分の1非課税になります。

1-2 非課税の申告について

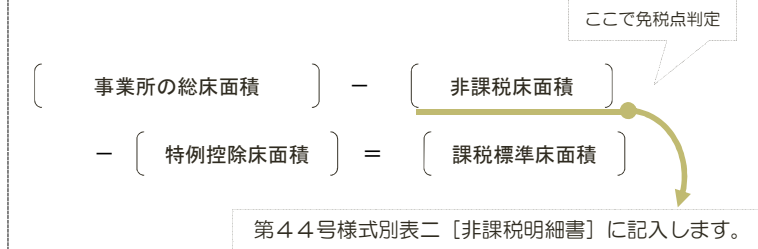
非課税に該当する床面積等について、総床面積からの減算は免税点判定の前に行うことは前述のとおりです。

しかし、ある一者の事業所内に非課税施設がある場合と、二者以上が同一家屋内で事業を行う際の共用部分に非課税施設(例：共用の休憩室)がある場合では、申告書の記入方法が異なります。

例として、資産割における非課税の扱いを図解すると以下のとおりです。

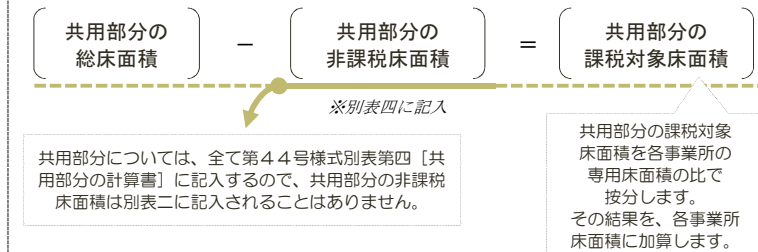
＜事例18＞

◎一者が使用する事業所内に非課税施設がある場合

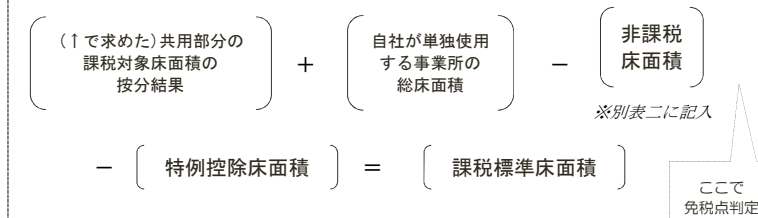


◎二者以上が同一家屋内で事業を行う際の共用部分に非課税施設がある場合

①共用部分について先に計算します。



②共用部分を加えて自己の課税標準を求めます。



具体的な数字を交えた計算方法は、【資料5 申告事例3】(資P18)を参照してください。

資料3 特例控除について

特例控除適用一覧

No.	対象	要件（概要等）	適用割合		根拠
			資	従	
1	協同組合等	法人税法に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	法701の41①-1
2	各種学校等	学校教育法に規定する専修学校・各種学校が直接教育の用に供する施設	1/2	1/2	①-2
3	公害防止施設等（注1）	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害防止のための施設	3/4	—	①-3
4	産業廃棄物収集運搬事業用施設等（注2）	産業廃棄物の収集、運搬又は処分事業、浄化槽清掃事業又は廃油処理事業の用に供する施設で事務所以外の施設	3/4	1/2	①-4
5	家畜市場	家畜取引法に規定する家畜市場	3/4	—	①-5
6	生鮮食料品価格安定用施設	公的補助等により設置される消費地食肉冷蔵施設	3/4	—	①-6
7	醸造業の製造用施設	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で、包装、びん詰、たる詰等用以外の施設	3/4	—	①-7
8	木材市場・木材保管施設	せり売り等の方法により定期的に開場される木材市場又は製材業者等がその事業の用に供する木材保管施設	3/4	—	①-8
9	ホテル、旅館用施設	旅館業法に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供する施設で、宿泊の用に係る施設	1/2	—	①-9
10	港湾施設のうち一定のもの	港務通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所、船舶役務用施設	1/2	1/2	①-10
11	港湾施設の上屋、倉庫	上屋及び倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で、臨港地区内に設置されるもの	3/4	1/2	①-11
12	外国貿易コンテナ施設	外国貿易のための船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	1/2	—	①-12
13	港湾運送事業用上屋	港湾運送事業のうち一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋	1/2	—	①-13
14	倉庫業者の倉庫	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫（注3）	3/4	—	①-14

（注1、2）〔公害防止施設等〕、〔産業廃棄物等の処分施設等〕について、詳細は資P12参照。

（注3）特例控除の対象となる営業用倉庫は、倉庫業者が国土交通大臣または地方運輸局長の許可または認可を受けたものに限られ、自家用倉庫は対象となりません。

No.	対象	要件（概要等）	適用割合		根拠
			資	従	
15	タクシー事業用施設	タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	1/2	1/2	①-15
16	公共の飛行場に設置される施設	公共の飛行場に設置される航空運送事業の用に供する施設で格納庫、運航管理施設、航空機整備施設等	1/2	1/2	①-16
17	流通業務地区内の上屋、店舗等	流通業務地区内に設置される貨物積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供する店舗等	1/2	1/2	①-17
18	流通業務地区内の倉庫業者の倉庫	流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	1/2	①-18
19	特定信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち一定のもの	1/2	1/2	①-19
20	心身障害者多数雇用事業所（注）	心身障害者を多数雇用する一定の事業所等で、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金等の支給を受けている施設又は設備に係るもの	1/2	—	②
↓ 期限付き措置法関係 ↓					
21	沖縄振興特定民間観光関連施設	沖縄振興特別措置法に規定する観光地形成促進地域に設置される一定の特定民間観光関連施設	1/2	—	本法附則33①
22	沖縄振興情報通信産業施設	沖縄振興特別措置法に規定する情報通信産業振興地域に設置される一定の情報通信産業等の用に供する施設	1/2	—	33②
23	沖縄振興産業高度化・事業革新促進事業用施設	沖縄振興特別措置法に規定する産業高度化・事業革新促進地域に設置される一定の産業の用に供する施設	1/2	—	33③
24	沖縄振興国際物流拠点産業施設	沖縄振興特別措置法に規定する国際物流拠点産業集積地域に設置される一定の国際物流拠点産業の用に供する施設	1/2	—	33④
25	特定農産加工事業用施設	特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設	1/4	—	33⑤
26	特定事業所内保育施設	平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間に政府から企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が行う認可外の事業所内保育施設	3/4	3/4	33⑥

（注）〔心身障害者多数雇用事業所〕について、詳細は資P12参照。

◎事業活動に伴う公害防止施設（表番号3）
具体的には以下の施設です。

1	水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの
2	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び揮発性有機化合物排出処理施設から排出される揮発性有機化合物の排出に資する施設で一定のもの
3	大気汚染防止法に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する指定物質の排出又は飛散抑制に資する施設で一定のもの
4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設で一定のもの
5	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に規定する廃油処理施設
6	ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で一定のもの

◎産業廃棄物等の処分施設等（表番号4）
具体的には以下の施設です。

1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可又は認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設
2	広域臨海環境整備センター法に規定する業務業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設
3	浄化槽法の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業の用に供する施設
4	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設
5	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律に規定する食品関連事業者から委託を受けて同法に規定する食品循環資源の再生利用を業として行う者が行う再生利用の事業の用に供する施設で一定のもの

◎心身障害者多数雇用事業所（表番号20）

対象となる事業所等は、右図の区分を参照し、下の式、(1)及び(2)の要件をいずれも満たす事業所等です。

雇用形態		常時雇用する労働者	
被雇用者		短時間労働者以外	短時間労働者
		①	⑦
心身障害者	身体障害者	②	⑧
	重度身体障害者	③	⑨
	知的障害者	④	⑩
	精神障害者	⑤	⑪
	心身障害者以外のもの	⑥	⑫

重度心身障害者

(1) 10人以上心身障害者を雇用しているか

$$\textcircled{1}+\textcircled{2}+\textcircled{3}+\textcircled{4}+\textcircled{5}+\textcircled{8}+\textcircled{9}+\{(\textcircled{7}+\textcircled{10}+\textcircled{11})\times 1/2\}\geq 10人$$

(2) 全体の従業者数の2分の1以上雇用しているかどうか

$$\frac{\textcircled{1}+\textcircled{2}+\textcircled{3}+\textcircled{4}+\textcircled{5}+\textcircled{2}+\textcircled{3}+\textcircled{8}+\textcircled{9}+\{(\textcircled{7}+\textcircled{10}+\textcircled{11})\times 1/2\}}{\textcircled{1}+\textcircled{2}+\textcircled{3}+\textcircled{4}+\textcircled{5}+\textcircled{6}+\{(\textcircled{7}+\textcircled{8}+\textcircled{9}+\textcircled{10}+\textcircled{11}+\textcircled{12})\times 1/2\}}\geq \frac{1}{2}$$

資料4 減免について

減免適用一覧

No.	対象	要件（概要等）	適用割合		備考
			資	従	
1	指定自動車教習所	道路交通法第99条第1項の規定に指定自動車教習所	1/2	1/2	
2	修学旅行用バス施設	道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設（当該事業を行う者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第82条の2に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。）	一定の割合	一定の割合	
※ 一定割合 = $\frac{\text{当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数}}{\text{当該事業者の本体の事業に係るバスの総走行km数の合計数}} \times \frac{1}{2}$					
3	タクシー事業等施設	法701条の41第1項の表第15号に掲げる施設で、当該施設に係る事業に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	全部	全部	
4	農業協同組合等の共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の協同利用に供する施設（法701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除く。）	全部	全部	
5	果実飲料等保管倉庫	果実飲料の日本農林規格（平成10年農林水産省告示第1075号）第1条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格（昭和49年農林省告示第567号）第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（延べ面積3000㎡以下の場合に限る。）	1/2	—	
6	家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設	1/2	—	
7	古紙回収事業の用に供する施設	古紙回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	1/2	—	
8	ビルメンテナンス業施設	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	—	全部	
9	酒類卸売業者の保管倉庫	酒税法（昭和28年法律第6号）第9条第1項に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	1/2	—	
10	つけもの製造用施設	野菜又は果実（梅に限る。）の漬物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	3/4	—	

No.	対象	要件（概要等）	適用割合		備考
			資	従	
11	倉庫業者の営業用倉庫	法701条の41第1項の表第14号に掲げる施設のうち、倉庫業法(昭和31年法律第121号)第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で、市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計が30,000㎡未満であるもの	全部	全部	
12	教科書出版事業用施設	教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が、出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設	1/2	1/2	
13	車内販売業用施設	列車内において食堂及び売店の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	—	1/2	
14	劇場等	法第72条の2第7項第28号に規定する演劇興行業の用に供する施設(以下「劇場等」という。)でその振興につき国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等の上演、慈善興行等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの	1/2	—	
15		上に掲げる劇場等以外の主として定員制をとっている劇場等で、舞台、舞台裏及び楽屋の部分の述べ床面積が当該劇場等の客席部分の延べ床面積に比し広大(おおむね同程度以上)であると認められるもの	1/2	—	当該舞台等に係る資産割について1/2の減免となります。
16	機械染色整理業等の保管用施設	ねん糸・かさ高加工系・織物及び綿の製造をおこなう者(ねん糸・かさ高加工系の製造を行う者にあつては、事業に限る)並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管(織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む。)の用に供する施設	1/2	—	
17	い草製品製造業の保管施設	い草製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設(い草製品と併せて製造するポリプロピレン製花むしるに係るものを含む。)	1/2	—	
18	休止施設	事業所を6か月以上継続して休止した事業所用家屋(課税標準の算定期間の末日以前6か月以上休止したと認められるもの)	全部	—	休止施設の認定は、現地調査等により判断します。
19	公益施設	1の項から18の項までに掲げるもののほか、公益上これらの項との均衡を考慮して事業所税の減免を行うことが適当であると市長が認める施設(注)	市長が定める割合となります。		

※ 減免の申請方法や減免申請書記入方法は 資P21を参照してください。

(注) 一例として、法人Aが、同一家屋内で事業を行う法人B(この2社は異なる事業年度とする。)に吸収合併されることになった場合、合併時に、法人Aは事業年度を終了するとみなされるため、法人Aの事業所部分について事業所税の申告納付が必要になりますが、合併後に法人Bが事業年度末を迎えると、法人Aの事業所部分は拡張されたものとして扱われるため、法律上は以前法人Aが所有していた部分と法人Bの所有する部分を合算して申告納付する必要があります。

この場合、法人Bは、申告納付済みである旧法人Aの事業所の全額について減免申請できます。

資料 5 申告書の記入例

事業所税の申告は、状況に応じて以下の申告、申請書類を使用します。

申告書、申請書名	概要	説明上の略号
第44号様式 事業所税申告書	いわゆる本表、必ず使用します。	㊦
第44号様式 別表一 事業所等明細書	事業所ごとの情報を記入する別表、必ず使用します。	①
第44号様式 別表二 非課税明細書	非課税施設等がある場合に使用します。	②
第44号様式 別表三 課税標準の特例明細書	特例施設等がある場合に使用します。	③
第44号様式 別表四 共用部分の計算書	他者と共用する部分がある場合に使用します。	④
事業所税減免申請書、減免計算書	減免がある場合に使用します。	㊧

これらの具体的な使用方法について、以下4つの例を説明します。

- ・ 申告事例1 非課税、特例、共用部分がない申告
- ・ 申告事例2 事業年度の途中で事業所を新設した申告
- ・ 申告事例3 複雑(非課税、特例、共用、減免が複合)な申告
- ・ 申告事例4 免税点以下の申告

申告事例1 非課税、特例、共用部分がない申告

1-1 状況の設定

法人名	法人A	給与支払総額	5億円
事業年度	4/1～3/31	非課税施設等	なし
事業期間	通年	特例施設等	適用なし
事業所床面積	2,000㎡	他者との共用部	なし
従業者	200人	減免	適用なし

1-2 使用する申告書類

- ㊦、①…必ず使用します。
- ②、③、④、㊧…非課税施設など該当がないので使用しません。

1-3 記入例

申 1 本

受付 印 平成 年 月 日		令和 年 月 日		整理番号		事務所		区分		管理番号		申付区分			
		通信日付		捺印		申告年月日		平成 年 月 日							
(お役所)川口市長															
(フリガナ) 氏名又は 名称		法人A		印		〒 本店		〒 支店		(電話)		事業項目 資本金の額又は 出資金の額		税務署	
申告 年月日		申告 年月日		(電話)		申告 年月日		申告 年月日		申告 年月日		申告 年月日			
														申告 年月日	

平成 年 月 日		目		までの		事業年度又は 納税期間		申告書		この申告に 応ずる者の 氏名		(電話)	
平成 年 月 日		目		までの		事業年度又は 納税期間		申告書		この申告に 応ずる者の 氏名		(電話)	

事業所 床面積		① 2.00㎡		従業員給与総額 ⑫ 500,000.00円	
非課税に係る 事業所床面積		② 0㎡		非課税に係る従業員給与総額 ⑬ 0円	
控除事業所 床面積		③ 0㎡		控除従業員給与総額 ⑭ 0円	
控除事業所 床面積		④ 0㎡		課税標準となる従業員給与 総額 ⑮ 500,000.00円 (⑤ - ⑥ - ⑦)	
課税標準と なる事業所 床面積		⑤ 2,450.00円		従業員割額 ⑯ 1,250.00円 (⑮ × $\frac{0.25}{100}$)	
課税標準と なる事業所 床面積		⑥ 2,450.00円		既に納付の確定した従業員割額 ⑰ 0円	
課税標準と なる事業所 床面積		⑦ 2,450.00円		資産割額と従業員割額の合計額 (⑮ + ⑯) ⑱ 2,450.00円	
課税標準と なる事業所 床面積		⑧ 2,450.00円		既に納付の確定した従業員割額 (⑮ + ⑯) ⑲ 0円	
課税標準と なる事業所 床面積		⑨ 2,450.00円		この申告により納付すべき事業所 割額 ⑳ 2,450.00円 (⑨ - ⑲)	
資産割額 ㉑ 1,200.00円 (⑮ × 60.0%)		課税 標準 と なる 事業 所 床 面 積		既に納付の確定した資産割額 ㉒ (電話)	

申 1 ①

事業所等明細書			明細区分の別		算定期間		法人番号		管理番号		事務所区分		管理番号		申告区分	
			1 算定期間を通じて使用された事業所等 2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等		平成 Δ 年 4 月 1 日から 平成 $\Diamond$ 年 3 月 31 日まで		法人 A									
名称	明細区分	事業所等の名称	所在地及びビル名	資	産	割	従業者割									
処理事項		事業所用家屋の所有者 住所・氏名	専用床面積 (ア) 共用床面積 (イ)	事業所床面積 ((ア)+(イ)) (ウ)	使用上の期間(平成年月日) 同上の月数	従業者数 (エ)		従業者給与総額 (オ)								
1	法人 A 本店	川口市青木〇〇〇	2.000㎡	2.000㎡	△. 4. 1 ◇. 3. 31	200人	500,000,000円									
2	法人 A				12											
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																
31																
32																
33																
34																
35																
36																
37																
38																
39																
40																
41																
42																
43																
44																
45																
46																
47																
48																
49																
50																
51																
52																
53																
54																
55																
56																
57																
58																
59																
60																
61																
62																
63																
64</																

申告事例 2 事業年度の途中で事業所を新設した申告

2-1 状況の設定

法人名	法人B	給与支払総額	5億円
事業年度	4／1～3／31	非課税施設等	なし
事業期間	9／1事業開始	特例施設等	適用なし
事業所床面積	2,000㎡	他者との共用部	なし
従業者	200人	減免	適用なし

9/1~3/31 の間で
支払われた金額です。

2-2 使用する申告書類

Ⓢ、①…必ず使用します。

②、③、④、**減**…非課税施設など該当がないので使用しません。

2-3 記入例

申 2 ④

[illegible]

※ 資産割は、事業年度の途中である9／1から事業を開始した場合、[新設の日の属する月（9月）の翌月（10月）から事業年度末日の属する月（3月）までの月数]により月割りされますので、10月から3月の6か月分の支払いになります。

※ 従業者割は月割りの制度がなく、事業年度中に、川口市内の事業所等において支払われた給与総額を課税標準とします。⇒ 本編P12中(7)参照

申 2①

事業所等明細書			明細区分の別		算定期間		平成△年4月1日から		平成◇年3月31日まで		法人B		事務所区分		管理番号		申告区分	
事業所等の名称			所在地及びビル名		資 産		業 種		従 業 者		業 種		事務所区分		管理番号		申告区分	
事業所用家屋の所有者 住所・氏名			共用床面積 (イ)		事業用床面積 (ウ)		使用上総額(平成年月日)		従業者数 (エ)		従業者給与総額 (オ)		事務所区分		管理番号		申告区分	
1	明細区分	法人B本店	川口市青木〇〇〇	2.000㎡	2.000㎡ (1,000㎡)	△・9・1 ◇・3・31	同上の月数 6月	200人	500,000,000円									
2	明細区分	法人B																
3	明細区分																	
4	明細区分																	
5	明細区分																	
6	明細区分																	
7	明細区分																	
8	明細区分																	
9	明細区分																	
10	明細区分																	
11	明細区分																	
12	明細区分																	
13	明細区分																	
14	明細区分																	
15	明細区分																	
16	明細区分																	
17	明細区分																	
18	明細区分																	
19	明細区分																	
20	明細区分																	
21	明細区分																	
22	明細区分																	
23	明細区分																	
24	明細区分																	
25	明細区分																	
26	明細区分																	
27	明細区分																	
28	明細区分																	
29	明細区分																	
30	明細区分																	
31	明細区分																	
32	明細区分																	
33	明細区分																	
34	明細区分			</														

申告事例3 複雑（非課税、特例、共用、減免が複合）な申告

3-1 状況の設定

法人名	法人C	給与支払総額	5億1千万円(非課税1千万円)
事業年度	4／1～3／31	非課税施設等	200㎡(全額)
事業期間	通年	特例施設等	200㎡(3/4)
事業所床面積	2,000㎡	他者との共用部	500㎡
従業者	210人(非課税10人)	減免	あり(1/2)

※ 状況補足：法人Cの事業所は本店Cと支店Dそれぞれ1,000㎡で、支店Dはビル内の区画を借りている。ビルは2,500㎡あり、支店Dと他者が1,000㎡を利用し、500㎡が共用部になっている。

3-2 使用する申告書類

- ②…非課税施設等があるため使用します。
③…特例施設等があるため使用します。
④…他者との共用部があるため使用します。
⑤…減免対象なので使用します。

3-3 記入例

まず、共用部分について記入する別表四を図示します。

申 3④

共用部分の計算書		所在地 平成 成 年 月 日 期 間 年 月 日 まで		法人C 名称 代表者 法人番号		管理番号 事務所 区分 管理番号 申告区分	
事業所等の名称		支店D		事業所等の所在地		川口〇-〇-〇 △口×ビル内	
専用部分の延べ面積		①	2,000㎡	③ の 内 訳		⑦	
①のうち当該事業所部分の延べ面積		②	1,000㎡	消防設備等に係る共用床面積(ア)		100㎡	
非課税に係る共用床面積		③	100㎡	防火に関する設備等		全部が非課税となる共用床面積(イ)	
③以外の共用床面積		④	400㎡	2分の1が非課税となる共用床面積(ウ)		(イ) × (ウ)	
共用床面積の合計(③+④)		⑤	500㎡	(ア)～(ウ)以外の非課税に係る共用床面積(エ)			
事業所床面積とならぬ床面積(④×一)		⑥	200㎡	合 計 (ア)～(エ)		(オ) 100㎡	

共用部分の転記先である別表一を図示します。

申 3①

事業所等明細書			明細区分の別		算定期間 平成 △ 年 4 月 1 日から 平成 ◇ 年 3 月 31 日まで	申請 年度 令和 〇 年	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
※ 処理 事項	明細 区分	事業所等の名称	所在地及びビル名	資 産						
		事業所用家屋の所有者 住所・氏名	専用床面積 (ア) 共用床面積 (イ)	事業所床面積 (ア)+(イ) (ウ)	使用上期間(平成年月日) 同上の数値	従業員数 (エ)	従業員給与総額 (オ)			
	1	本店C	川口市青木〇〇〇	1, 000㎡	1, 000㎡	△・4・1	150人	400, 000, 000円		
	計	法人C				12月				
	1	支店D	市〇〇-〇-〇 Δ××ビル内	1, 000㎡	1, 200㎡	△・4・1	60人	110, 000, 000円		
	社	法人Δ△×		200㎡		12月				
	1									

別表四で求めた課税対象の共用部分200㎡と、
専用床面積1, 000㎡が記入されます。
この1, 000㎡の中には、非課税部分(100㎡)が含まれ
ますが、別表一には非課税部分を含めた総床面積を記入します。
専用床面積内の非課税については、別表二で記入します。

別表二を図示します。

申3②

非課税明細書		算定期間	平成△年4月1日から 平成◇年3月31日まで	※ 法人C	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
事業所等の名称	本店C	事業所等の所在地	川口市青木〇〇〇						
非課税の内訳		資産割合	非課税床面積(ア)	従業員数(イ)	非課税従業員給与総額(ウ)				
法第701条の34第3項第26号該当	休憩室	100㎡							
障害者・64歳以上の従業員									
障害者・65歳以上の従業員									
合計		100㎡							
事業所等の名称	支店D	事業所等の所在地	川口〇-〇-〇 △口×ビル内						
非課税の内訳		資産割合	非課税床面積(ア)	従業員数(イ)	従業員給与総額(ウ)				
法第701条の34第3項第26号該当	休憩室	100㎡							
障害者・65歳以上の従業員									
合計		100㎡							
非課税事業所床面積等の合計		200㎡	10人					10,000,000円	

別表三を図示します。

申3③

課税標準の特例明細書		算定期間	平成△年4月1日から 平成◇年3月31日まで	※ 法人C	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
事業所等の名称	本店C	事業所等の所在地	川口市青木〇-〇-〇						
課税標準の特例内訳	課税標準の特例適用対象床面積(ア)	控除割合(イ)	控除事業所床面積(ア)×(イ)	課税標準の特例適用対象従業員給与総額(ウ)	控除割合(イ)	控除従業員給与総額(ウ)×(イ)			
法第701条1項第14号該当	倉庫業	200㎡	3/4	150㎡					
項第号該当									
雇用改善助成対象者									
合計		200㎡	150㎡						
事業所等の名称	支店D	事業所等の所在地	川口市青木〇-〇-〇						
課税標準の特例内訳	課税標準の特例適用対象床面積(ア)	控除割合(イ)	控除事業所床面積(ア)×(イ)	課税標準の特例適用対象従業員給与総額(ウ)	控除割合(イ)	控除従業員給与総額(ウ)×(イ)			
法第701条の41第1項第号該当									
雇用改善助成対象者									
合計									
控除事業所床面積の合計		150㎡	控除従業員給与総額の合計						

これまでの情報を基に本表が作成されます。

申3④

受印		平成 年 月 日	発信年月日	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
(フリガナ)氏名又は個人番号	法人C	(印)	(電話)	事業種目	資本金の額又は出資金の額	所轄税務署名	税務署	(電話)
平成△年4月1日から平成◇年3月31日までの事業年度又は課税期間	申告書に申告する者の氏名							
事業所	算定期間を通じて使用された事業所床面積	①	2,200㎡	従業員給与総額	②	510,000,000円		
床面積	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積	②		非課税に係る従業員給与総額	③	10,000,000円		
非課税に係る	①に係る非課税床面積	③	200㎡	控除従業員給与総額	④	0円		
事業所床面積	②に係る非課税床面積	④		課税標準となる従業員給与総額(②-③-④)	⑤	500,000,000円		
控除事業所	①に係る控除床面積	⑤	150㎡	従業員割額(⑤× $\frac{0.25}{100}$)	⑥	1,250,000円		
床面積	②に係る控除床面積	⑥		既に納付の確定した従業員割額	⑦			
課税標準と	①に係る課税標準となる床面積(①-②-③)× $\frac{12}{12}$	⑦	1,850㎡	資産割額と従業員割額の合計額(⑥+⑦)	⑧	2,360,000円		
なる事業所	②に係る課税標準となる床面積合計(②+③)	⑧	1,850㎡	既に納付の確定した事業所税額(⑧+⑨)	⑨	0円		
床面積	課税標準となる床面積合計(⑦+⑧)	⑨	1,850㎡	この申告により納付すべき事業所税額(⑨-⑩)	⑩	2,360,000円		
資産割額(⑨×600円)	⑩	1,110,000円	既に納付の確定した資産割額					

もし「資産割額+従業員割額」の結果に100円未満の端数が出た場合は、合計後に100円未満を切り捨てます。

最後に、減免申請書の作成です。

これまで扱った非課税や特例控除などは、税額の確定前に課税標準を減算するものですが、減免は確定した税額に対して減額を行うものです。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{総床面積} \\ \cdot \\ \text{従業員数} \\ \cdot \\ \text{給与総額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{免税点判定} \\ \cdot \\ \text{非課税} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{課税標準の確定} \\ \cdot \\ \text{特例控除} \end{array} \right\} \times \text{税率} = \text{本税額} - \text{減免} = \text{確定した本税を減額}$$

減免申請の注意点として、

減免申請は納期限が申請期限になっています。

〔条例149②、規則79〕

です。例えば事業年度が4月1日から3月31日である法人Eが、法定納期限である5月31日に申告書を提出し、その翌日の6月1日に減免申請書を提出しても、納期限後の提出となるため受理することができません。

本税の申告及び減免の申請は期日に余裕を持ってご提出ください。

減免申請書の例は右図（申3㉔ー1）のとおりです。

この申請書と併せて減免計算書（申3㉔ー2）を提出してください。

受付印		事業所税減免申請書	
◇ 年度		帳 簿 番 号	
事業年度又は課税期間	△ 年 4月 1日から △ 年 3月 31日まで		
資産割	1,110,000 円		
税額 減免割	1,250,000 円		
計	2,360,000 円		
申告区分	◇ 年 3月 31日 申告分、標準申告分、要非決定分		
減免対象施設			
事業所用家屋の所在地	川口市青木〇〇〇	事業所床面積	1,000 m ² 従業員給与総額 4千万 円
減免申請事由	本店Cにおいて、倉庫業として他者の物品を預かる倉庫（200m ² ）の他に、自社の家具製品を保管する倉庫として使用している300m ² について、川口市税条例第149条第1項第2号により減免申請いたします。		
川口市税条例第149条第2項の規定により、上記のとおり申請します。			
◇ 年 3月 31日			
(あて先)川口市長			
住所又は所在地	(電話番号)	氏名又は名称	法人C 印
代表者氏名			

申3㉔ー2

㉔減免額の算出要領

減免申請書に添付してください。

- 第44号様式の申告書は、減免する前の数値を記載してください。
※ 第44号様式の㉔欄は、減免する前の納付税額になります。
- 下表の減免計算書は、太枠の中に減免数値も入れて、再計算してください。

減免計算書

資 産 割	事業所床面積	算定期間を通じて使用された事業所床面積	A	2,200	㎡	従業員給与総額	O	510,000,000	円
	非課税に係る事業所床面積	算定期間の途中において新設又は廃止された事業所床面積	B		㎡	非課税に係る従業員給与総額	P	10,000,000	円
	控除事業所床面積	Aに係る非課税床面積	C	200	㎡	控除従業員給与総額	Q		円
	減免床面積	Bに係る非課税床面積	D		㎡	減免従業員給与総額 割合 ()円×()	R		円
	控除事業所床面積	Aに係る控除床面積	E	150	㎡	課税標準となる従業員給与総額 (O-P-Q-R)	S	500,000,000	円
	減免床面積	Bに係る控除床面積	F		㎡	従業員割額 (S× $\frac{0.25}{100}$)	T	1,250,000	円
	課税標準となる事業所床面積	Aに係る減免床面積 (300)㎡×(1/2) 割合	G	150	㎡	既に納付の確定した従業員割額	U		円
	課税標準となる事業所床面積	Bに係る減免床面積 ()㎡×(1/2) 割合	H		㎡	この申告により納付すべき従業員割額 (T-U)	V	1,250,000	円
	課税標準となる事業所床面積	Aに係る課税標準となる床面積 (A-C-E-G) × (1/2)	I	1,700	㎡	この申告により納付すべき事業所税額 (N+V)	W	2,270,000	円
	課税標準となる事業所床面積	Bに係る課税標準となる床面積 (B-D-F-H) × (1/2)	J		㎡				
	課税標準となる事業所床面積	課税標準となる床面積合計 (I+J)	K	1,700	㎡				
	資産割額 (K×600円)		L	1,020,000	円				
	既に納付の確定した資産割額		M		円				
	この申告により納付すべき資産割額 (L-M)		N	1,020,000	円				

3 減免税額

第44号様式の申告書㉔欄 - 減免計算書W欄 = 減免税額

第44号様式の㉔欄は
2,360,000円
だったので、減免税額は
90,000円になります。

申告事例4 免税点以下の申告

4-1 状況の設定

法人名	法人E	給与支払総額	2億円
事業年度	4/1~3/31	非課税施設等	なし
事業期間	通年	特例施設等	適用なし
事業所床面積	900m ²	他者との共用部	なし
従業員	50人	減免	適用なし

※ 免税点以下の場合であっても、課税標準の算定期間の末日の現況において、事業所の床面積が800m²または従業員数が80人の超える場合には、申告書に必要事項を記入して申告してください。（納付の必要はありません）。

[規則75の2㉔]

4-2 使用する申告書類

㉔、①…必ず使用します。

②、③、④、㉔…非課税施設など該当がないので使用しません。

4-3 記入例

申4㉔

受付印	平成 年 月 日	送達日付印	平成 年 月 日	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
(あて先)川口市長								
(フリガナ)氏名又は名称	法人E	住所	川口市 〇〇〇	支店	〒	電話	事業種目	事業年度又は課税期間
個人番号又は法人番号		支店	〒	電話		電話	資本金の額又は出資金の額	この申告に 応答する者の 氏名
(フリガナ)法人の代表者氏名		支店	〒	電話		電話	所轄税務署名	税務署
平成 年 4月 1日から平成 年 3月 31日までの事業年度又は課税期間								
事業所	算定期間を通じて使用された事業所床面積	①	900m ²	従業員給与総額	②			
床面積	算定期間の途中において新設又は廃止された事業所床面積	②		非課税に係る従業員給与総額	③			
非課税に係る事業所床面積	①に係る非課税床面積	③	0m ²	控除従業員給与総額	④			
事業所床面積	②に係る非課税床面積	④		課税標準となる従業員給与総額 (②-③-④)	⑤			
控除事業所床面積	①に係る控除床面積	⑤		従業員割額 (⑤× $\frac{0.25}{100}$)	⑥			
減免床面積	②に係る控除床面積	⑥		既に納付の確定した資産割額	⑦			
課税標準となる事業所床面積	③に係る減免床面積 (300)㎡×(1/2) 割合	⑦		この申告により納付すべき事業所税額 (N+V)	⑧			
課税標準となる事業所床面積	④に係る減免床面積 ()㎡×(1/2) 割合	⑧			⑨			
課税標準となる事業所床面積	⑤に係る課税標準となる床面積 (A-C-E-G) × (1/2)	⑨			⑩			
課税標準となる事業所床面積	⑥に係る課税標準となる床面積 (B-D-F-H) × (1/2)	⑩			⑪			
課税標準となる事業所床面積	課税標準となる床面積合計 (⑨+⑩)	⑪			⑫			
資産割額 (K×600円)		⑫			⑬			
既に納付の確定した資産割額		⑬			⑭			
この申告により納付すべき資産割額 (L-M)		⑭			⑮			

免税点以下申告の
場合は記入不要です。免税点以下申告の
場合は記入不要です。

資料 6 事例集

事例集目次

事例 No.	事例要旨	該当ページ
1-1	社宅、社員寮は課税対象外	本編 P2
1-2	無人倉庫の取扱い	本編 P2
2-1	デパートまたはショッピングモールに出店する場合の納税義務者	資料編 P26
2-2	貸ビルの納税義務者	資料編 P26
2-3	倉庫の賃借に係る納税義務者	資料編 P26
2-4	事業を委託する場合の納税義務者	資料編 P27
2-5	下請会社へ貸与している部分の納税義務者	資料編 P27
3	共用部分がある事業所の床面積の求め方	本編 P5
4	共用駐車場を含めた事業所床面積の求め方	本編 P6
5	事業所等の拡張と新設による課税標準の違い	本編 P8
6-1	家屋に該当しない事業所等の取扱い	資料編 P28
6-2	休止中の施設	資料編 P28
6-3	事業年度の中で事業所等の一部を拡張した場合	資料編 P29
6-4	事業年度の中で事業所等が市内移転した場合	資料編 P29
7	新たに年齢65歳以上の者に該当することとなった者に係る給与の扱い	本編 P11
8-1	従業者給与総額の算定と発生主義について	資料編 P29
8-2	65歳以上の使用人兼務役員に係る給与等の取扱い	資料編 P30
8-3	通勤手当、住居手当等の取扱い	資料編 P30
8-4	出向社員の給与の取扱い	資料編 P30
8-5	長期出張従業員の給与の取扱い	資料編 P31
8-6	アルバイト・パートタイマー等の給与の取扱い	資料編 P32
8-7	設置期間が1年未満の建築現場事務所等に勤務する従業者の給与等の取扱い	資料編 P32
8-8	退職者に対するベースアップの差額の取扱い	資料編 P33
9-1	事業所等が他の市域にわたって所在する場合	資料編 P33
9-2	資産割及び従業者割の免税点の判定例	資料編 P33
9-3	課税標準の算定期間が12か月に満たない場合の資産割の免税点の判定	資料編 P35
9-4	事業を休止している場合の免税点の判定について	資料編 P35
9-5	従業者数の変動が著しい事業所等の従業者割の免税点の判定	資料編 P35
9-6	パートタイマーの勤務時間の基準について	資料編 P36
9-7	課税施設と非課税施設に兼務している従業者に係る免税点の判定	資料編 P36
10	非課税施設の床面積の判定	本編 P17
11	みなし共同事業の免税点判定における床面積等の合算	本編 P21
12～15	みなし共同事業に係る特殊関係者の判定例	本編 P26、27
16	延滞金の計算例	本編 P32
17-1	貸ビルの屋内駐車場	資料編 P37
17-2	屋内駐車場で時間貸しと月極貸しを行っている場合	資料編 P37
18	共用部分に非課税施設がある場合の取扱い	資料編 P9

申 4①

事業所等明細書			明細区分の別		算定期間		平成△年4月1日から 平成◇年3月31日まで		登記事項 整理番号 事務所 区分 管理番号 申告区分		氏名又は 名称 法人番号 法人名称	
※ 地理 事項	明細 区分	事業所等の名称 事業所用家屋の所有者 住所・氏名	資 産		事業所床面積 ((ア) + (イ)) (㎡)	使用した期間(平成年月日) 同上の月数	従 業 者 割					
			専用床面積 (ア) 共用床面積 (イ)	事業所床面積 (イ)			従業者数 (エ)	従業者給与総額 (オ)				
1 2 計	E 本店	川口市青木〇〇〇 法人E	900㎡		900㎡	△・4・1 ◇・3・31 12月	50	200,000,000円				
1 2 計												
1 2 計												
1 2 計												
1 2 計			900㎡		900㎡	△・4・1 ◇・3・31 12月	50人	200,000,000円				

従業者数が80人以下の
場合は給与総額の
記入を省略可能です。

事例 1-1 ◎社宅、社員寮は課税対象外 ⇒本編 P 2

事例 1-2 ◎無人倉庫の取扱い ⇒本編 P 2

事例 2-1 ◎デパートまたはショッピングモールの納税義務者

Q. デパートの中に、他の事業者が入り、いわゆる消化契約等のケース貸しによって営業している場合には、その部分についての資産割の納税義務者は誰ですか。

A. デパートの一部を賃貸借契約によって借り上げて営業している場合には、その賃借人が納税義務者になるわけですが、消化契約等のケース貸しによって営業を行っている場合には、その営業に係る床面積の資産割の納税義務者は、デパートの経営者となります。

※ デパート等への出店は「消化（仕入れ）契約」であることが多く、ショッピングモール等への出店は「賃貸借契約」であることが多いとされます。

契約の形態により納税義務者が異なりますので注意してください。

事例 2-2 ◎貸ビル等の納税義務者

Q. 貸ビル内で事業が行われている場合の納税義務者は誰ですか。

A. 貸ビル等については、所有者でなく、入居者が事業所税の納税義務者となりますが、次の場合にご留意ください。

①入居者とは、一般的には所有者との賃貸借契約における借主をさしますが、名義上の借主と実質上の借主が異なる場合（また貸しなどの場合）は、実質上の借主が納税義務者となります。

②貸ビル等の所有者及び管理者が、当該貸ビル内に事業所等を有する場合は、その事業所についての納税義務者となります。

③貸ビル等の空室部分は、現に事業所等の用に供されていないので、課税対象にはなりません。

事例 2-3 ◎倉庫の賃借に係る納税義務者

Q. 次の場合は、だれが納税義務者になりますか。

（１）一棟の倉庫を一定期間倉庫業者から賃借し占有する場合

（２）一棟の倉庫のうち、特定の数室又は一室の特定部分を一定期間倉庫業者から賃借し占有する場合

（３）製品の一個又は一ケースごとに料金を定め、倉庫業者に預託する場合

A. （１）及び（２）は、倉庫業者が物品等の保管責任を有する場合を除き、当該倉庫又はその部分を使用している者が納税義務者になります。（３）は、倉庫業者が納税義務者になります。

事例 2-4 ◎事業を委託する場合の納税義務者

Q. A社は業務の一部をB社に委託しており、委託料をB社に支払っています。B社は、B社の工場及び従業員を使用し受託した事業を行っています。この場合の委託事業に係る納税義務者はA社・B社のいずれになりますか。

A. 委託事業の実施がB社の工場及び従業員により行われている場合は、B社が納税義務者となります。

なお、A社の事業所の一部でB社の従業員がこの委託事業を行う場合は、事業所等の一部について賃貸借契約等により占有して使用できる状態で独立したB社の事業所等と認められるものを除き、資産割については当該委託者であるA社が、従業者割についてはB社が納税義務者となります。

※ 一般に、一の事業所等において、そこで行われる事業が委託事業である場合には、その事業は、委託者が委託契約によって行おうとする事業であり、委託者は委（受）託契約によって種々の制約を受けているため、受託者自らの意図により当該事業所等の改築、内容の変更等を自由に行うことができないこと、委託者については、当該事業所等（自己の所有の如何にかかわらず）において事業を行っていることは明らかであることから、事業所税の納税義務者は委託者になります。

しかしながら、事業所税のうち従業者割については、委託者の従業者は当該事業所等には存在せず受託者の従業者により行われていること、従業者割の課税標準が従業者給与総額であることから、受託者が納税義務者となります。

事例 2-5 ◎下請会社へ貸与している部分の納税義務者

Q. 下請会社に賃貸している部分又は労働組合に貸与している部分の取扱いはどうなるのですか。

A. 事業所税において課税対象とされる事業所等に係る事業所床面積は、家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するものとされています。したがって、下請会社に賃貸している部分又は労働組合に貸与している部分については、賃貸借契約等に基づき使用权が設定されている場合においては、当該部分について当該下請会社等が納税義務者となります。

事例 3 ◎共用部分がある事業所の床面積の求め方 ⇒本編 P 5

事例 4 ◎共用駐車場を含めた事業所床面積の求め方 ⇒本編 P 6

事例5 ◎事務所の拡張と新設による課税標準の違い ⇒本編P8

事例6-1 ◎家屋に該当しない事業所等の取扱い

Q. 法人市民税の申告の対象となる事業所等で、固定資産税において家屋と認められないものについて、事業所税は課税されますか。

A. 事業に係る事業所等の課税対象は、事業所等において法人又は個人の行う事業であり事例の施設が事業所等であり、事業が行われている限り課税対象は存在します。

しかし、資産割の課税標準は事業所床面積であるので、事例のような家屋（注）に該当しない事業所等においては事業所床面積が存在せず、課税標準がないこととなるため、資産割については課税されず、従業者割のみ課税が行われるものです。

なお、登記簿に登記されているものはもちろんのこと、未登記のものであっても不動産登記法上、家屋として登記の対象となり得るものであれば事業所税の課税対象となるものです。

（注）家屋とは、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物で、その目的とする用途に供しうる状態にあるものをいいます。（不動産登記事務取扱手続準則136①）したがって、固定資産税における家屋の意義と一致します。

事例6-2 ◎休止中の施設

Q. 工場等の一部について操業を停止していますが、この部分は資産割の課税標準に含まれますか。

A. 事業所税における事業とは、それ自体が長期間継続して行われることを前提としており、部分的または一時的な休止については、原則として考慮しないものです。

しかしながら、課税標準の算定期間の末日以前6か月以上継続して休止していたと認められる部分については、減免対象床面積として取り扱います。

この場合、休止部分は明確に区画されている必要があり、現に操業は行っていない場合でも、業務の用に供するために維持補修が行われ、いつでも操業ができる状態にある遊休施設、倉庫がわりに使用されている部屋等は休止施設に該当しません。

なお、免税点の判定は、この休止部分も含めて判定しますので注意してください。⇒〈事例9-4〉（資P35参照）

事例6-3 ◎事業年度途中で事業所等の一部を拡張した場合

Q. 事業年度途中で、事業所内にさらに一棟事業所用家屋を増設しましたが、この増設家屋については月割して課税されますか。

A. 一つの事業所内における事業所床面積の拡張、縮小などは単なる床面積の異動ですから月割課税は行わないこととなります。したがって、事業年度の末日近くなって事務所床面積が急増したような場合も当該急増後の事業所床面積で課税されることになります。

月割計算は、支店、営業所等そこで一単位の事業が行われると認められるようなものの新設、廃止があった場合に行われることとなります。

事例6-4 ◎事業年度途中で事業所等が市内移転した場合

Q. 事業年度途中で事業所等が市内で移転した場合の資産割の課税標準は、どのように取扱いますか。

A. 資産割の課税標準は、原則として課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積によりますが、算定期間途中で事業所等が新設又は廃止された場合は、それぞれ月割計算（本編P7）します。

事例の場合は、前の事業所が廃止され、新しい事業所等が新設されたものとして、それぞれ月割計算します。

事例7 ◎新たに年齢65歳以上の者に該当することになった者に係る給与の扱い ⇒本編P11

事例8-1 ◎従業者給与総額の算定と発生主義について

Q. 従業者給与総額の算定にあたっては、発生主義によって算定しますか、それとも現金主義によって算定しますか。

A. 従業者給与総額の算定は、会計処理上のいわゆる発生主義により算定します。

したがって、現実に従業者に現金で支払われていなくても、会計上未払経理されているものは従業者給与総額に算入します。ただし、給与債権が確定していないため引当金として経理されている期末賞与等の引当金額については、発生主義でも未払金として経理されないため、従業者給与総額に含まれません。

事例 8-2 ◎65歳以上の使用人兼務役員の給与等の取扱い

Q. 従業者割の課税標準である従業者給与総額には、65歳以上の使用人兼務役員の給与は含まれますか。

A. 従業者割の課税標準である給与総額に算入されることになる従業者の給与等の範囲には、「役員」が含まれますが、「役員ではない年齢65歳以上の者」は含まれません。（本編P13参照）

年齢65歳以上の者を含まないのは、あくまでもその者が役員でない場合に限られるので、たとえ兼務であれ役員である場合は、その者に対して支払われる給与等は、従業者給与総額に含まれることになります。

ただし、役員としての立場に対して支払われる給与と使用人としての立場に対して支払われる給与等が経理等において明確に区分されている場合には、当該使用人として支払われた給与は従業者給与総額に算入しないことが適当です。

事例 8-3 ◎通勤手当、住居手当等の取扱い

Q. 次に掲げる手当等は従業者給与総額に算入されますか。

①通勤手当 ②住居手当 ③レクリエーションの費用 ④観劇等の入場券の交付

A. 通勤手当及び住居手当は従業者給与総額に含まれるものでありますが、所得税の取扱上非課税とされる通勤手当については、従業者給与総額に含めないことが適当です。

なお、③及び④は従業者給与総額に含めません。

※ 通勤手当のほか、所得税の取扱上非課税とされる宿日直手当等についても、通勤手当と同様に従業者給与総額に含めません。これは、所得税法上非課税とされるものは含めないという考えです。

事例 8-4 ◎出向社員の給与の取扱い

Q. 次のような場合に、出向社員に対して支払われた給与等は、出向元の法人の従業者割の課税標準に含めるのですか。それとも出向先の法人の課税標準に含めて算定するべきでしょうか。

(1) A社の社員がB社に出向し、当該社員の給与は、出向元であるA社が払い、B社は当該給与相当分の全部又は一部を経営指導料としてA社に支払っている場合。

(2) A社の社員がB社に出向し、当該社員に係る給与等はA社及びB社が支払っている場合

A. (1)の場合「事業所等の従業者」であるかどうかは、その者の労働関係における支配従属、指揮命令、給与等の支払い等によって判定し決定することとなりますが、この場合の従業員については、出向元のA社が給与等を支払っているためA社の課税標準に含めます。

ただし、B社がA社に支払っている経営指導料等が法人税法上給与として取り扱われている場合は、実質的にB社が給与等の全部又は一部を支払っているため、出向先のB社の従業者給与総額に含めることになります。

(2)の場合は、給与を負担しているA社、B社の従業者給与総額にそれぞれが支払った給与等の額を含めます。

なお、免税点判定に用いる従業者数としては、負担の多い法人の従業者に含めます。

出向 … 出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に賦与し、出向先企業において労務の提供を行うものをいいます。

事例 8-5 ◎長期出張従業員の給与の取扱い

Q. 従業者給与総額の算定について、外国又は課税区域外（川口市外）に長期間出張し、又は派遣されている従業員の給与等の取扱いはどうなりますか。

A. 外国又は課税区域外（川口市外）に長期間出張し、又は派遣されている従業員の給与等については課税標準である従業者給与総額に算入しません。また、海外支店等に勤務するために出国した社員で、所得税法の源泉徴収の取扱上非居住者とされている者については、非居住者の認定に係る期間中、従業者及び従業者給与総額の対象から除いて差し支えありません。

しかし、単なる出張の場合には、当該出張が派遣と同様と認められる場合を除き、従業者給与総額に算入します。

この場合は、次の点に注意してください。

(1)「長期」とは、課税標準の算定期間を超える期間をいいます。

(2)出張であるか派遣であるかについては名称にとらわれることなく、身分関係、職務関係等を総合的に勘案して区別するものですが、一般には次のとおりです。

出張 … 企業の従業者が、出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所と異なった事業所等において、出張元企業のために労務の提供を行うものをいいます。

派遣 … 派遣元の従業者としての雇用関係、指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業者と同様の者であり、労務の提供も本来派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にあるものをいいます。

なお、事実上の勤務先である企業との労働契約関係が存在する場合には、出向として取り扱います。

事例 8-6 ◎アルバイト・パートタイマー等の給与の取扱い

Q. アルバイト・パートタイマー等の給与は、従業者割の課税標準に含まれますか。また、これらの人員が期末時において減少した場合、年間給与も減額できますか。

A. 従業者割の課税標準である従業者給与総額とは、事業所等の従業者に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与です。

また、「事業所等の従業者」とは、事業所等に勤務すべき者で給与の支払いを受けるべき者をいいます。したがって、アルバイト・パートタイマー等これらの者に対して支払われる給与の額は、従業者給与総額に含まれます。

次に、従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額とされています。したがって、給与等を支払われた従業者が課税標準の算定期間の末日において当該事業所等の従業者であるか否かを問わず、課税標準の算定期間中において支払われた従業者給与総額である限りは、その対象となるものです。

なお、短時間勤務のパートタイマーについては、後述する勤務時間の基準〈事例 9-6〉（資 P 36）に注意してください。

事例 8-7 ◎設置期間が 1 年未満の建築現場事務所等に勤務する従業者の給与等の取扱い

Q. 次の従業者の給与等は、どのように取り扱われますか。

- (1) 鉄道の運転手又は車掌
- (2) 列車内の食堂やプラットホームの売店の従業員
- (3) 常時船舶に勤務する乗組員
- (4) 名目上の本社に所属するが勤務の実態が設置期間 1 年未満の建築現場事務所（臨時的かつ移動性を有する仮設建築物であるもの）に常時勤務する現場作業員

A. (1) 及び (2) の従業者は、主たる給与を支払う事業所等の従業者として取り扱いますので、主たる給与を支払う事業所等に係る従業者給与総額に含めます。

また、(3) 及び (4) の従業者は、事業所等に勤務する従業者に該当しないので、事業所税の対象から除かれます。

※ (4) において、事業所等に係る管理又は食事の提供及び清掃等の用務又は賄いだけのために雇い入れた従業者等は、その所属についても本来勤務すべき事業所等が当該建築現場事務所等と考えられますが、いわゆる現場担当の本社所属の社員であって、本社からの出張と認められるものについては、勤務すべき事業所等は本社と考えられるものであり、本社の従業者給与総額に含まれます。

事例 8-8 ◎退職者に対するベースアップの差額の取扱い

Q. 退職者に対して支払われるベースアップの差額は、課税標準となる従業者給与総額に含まれますか。

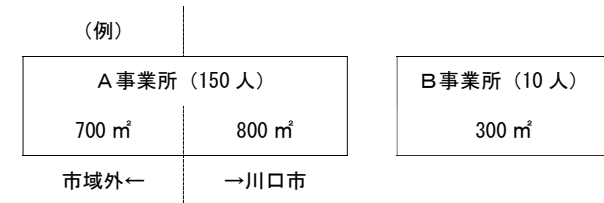
A. 従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額とされており、退職者に対して支払われるベースアップの差額は従業者給与総額に含まれます。

なお、この事例は通常の給与に係るものであり、退職金は対象外です。

事例 9-1 ◎事業所等が他の市域にわたって所在する場合

Q. 以下の状況の納税義務について

川口市と他市の市域にわたる事業所 A と、川口市内の事業所 B を所有する法人 C の状況は下図のとおり。



A. 法人 C の免税点判定について

- ・資産割 A 事業所のうち 800 ㎡ + B 事業所 300 ㎡ = 1100 ㎡ (免税点超)
- ・従業者割 A 事業所の 150 人 × (800 ㎡ / 1500 ㎡) + B 事業所の 10 人 = 90 人 (免税点以下)

他の市域にわたる事業所の、川口市内における従業者数は、

[川口市内の事業所床面積 / 当該事業所全体の床面積] によって按分します。

したがって、法人 C は資産割のみの納税義務を負います。

事例 9-2 ◎資産割及び従業者割の免税点の判定例

Q. 次の場合、免税点を超えるものとして申告納付する必要がありますか。

(1) A 社、B 社及び C 社の川口市内の事業所等の事業年度末日における事業所床面積及び従業者数は次のとおりです。

事業所等	事業所床面積	従業者数
A 社	800 ㎡	100 人
B 社	1,200 ㎡ (うち非課税施設 500 ㎡)	101 人
C 社	(本店) 300 ㎡	30 人
	(支店) 800 ㎡ (課税標準の特例 (2分の1) 対象施設)	30 人

(2) D 社 (12 月末決算) は、川口市内に本店 (床面積 1,200 ㎡、従業者数 120 人) を有していましたが、1 月 5 日に他市に転出し、同日以後市内には所在がありません。

(3) E 社 (12 月末決算) は、市内青木 1 丁目に事業所 (床面積 900 ㎡、従業者数 95 人) を有していましたが、1 月 7 日に同事務所を市内江戸袋 2 丁目 (床面積 1,600 ㎡、従業者数 101 人) に新設移転及び新規雇用 (6 人) しました。

(4) F 社 (12 月末決算) は、市内の同一敷地内の 3 棟の工場 (合計床面積 1,200 ㎡、従業者 95 人) を有していましたが、10 月 12 日に 1 棟 (床面積 300 ㎡) を取り壊し、残りの 2 棟で操業を続けました。

- A. 資産割及び従業者割の免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日における市内の事業所等の事業所床面積の合計及び従業者数の合計により判定しますので、事例の場合は次のとおりです。

(1) A 社は、資産割及び従業者割とも課税されません。ただし、従業者割について免税点以下申告が必要です。

B 社は、資産割は課税されませんが、従業者割は課税されます。(非課税施設は免税点の判定に含まれません。)

C 社は、資産割は課税されますが、従業者割は課税されません。(本店と支店の合計で判定します。なお、免税点の判定は課税標準の特例控除前に行います。)

(2) D 社は、課税標準の算定期間の末日において川口市内に事業所等を有していませんので、資産割及び従業者割とも課税されません。

(3) E 社は、課税標準の算定期間の末日において事業所床面積及び従業者数とも免税点を超えるため資産割及び従業者割とも課税されます。この場合、移転前の青木 1 丁目の事務所に係る資産割は月割課税され、従業者割に係る給与総額は通年分を計上します。

(4) F 社は、課税標準の算定期間の末日において資産割及び従業者割とも免税点を下回るため、資産割及び従業者割とも課税されません。ただし、床面積が 800 ㎡超、従業者数が 80 人超ですので、申告書の提出が必要です。

事例 9-3 ◎課税標準の算定期間が 12 か月に満たない場合の資産割の免税点の判定

- Q. 資産割の課税標準は、課税標準の算定期間が 12 か月に満たない場合には月数に応じて月割計算しますが、免税点の判定も同様に月割計算した結果により判定するのでしょうか。

- A. 資産割の免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。この結果、免税点を超える場合は、算定期間の月数により課税標準の月割計算を行います。

事例 9-4 ◎事業を休止している場合の免税点の判定について

- Q. 事業を休止している場合 (例えばボウリング場又は工場の一部) の当該休止部分に係る床面積は、資産割の免税点の判定の基礎となる事業所床面積に含まれますか。

- A. 事業所床面積のうち、課税標準の算定期間の末日以前の 6 か月以上継続して休止していたと認められるものは、減免の対象となりますが、免税点の判定の基礎となる事業所床面積に含まれます。

事例 9-5 ◎従業者数の変動が著しい事業所等の従業者割の免税点の判定

- Q. 当社は、事業年度が 4/1 から 3/31 の法人で、事業年度中の従業者数が繁忙期に併せて変動し、今年度の各月末の従業者数は、次のとおりです。

このような場合であっても、事業年度の末日の現況により従業者割の免税点の判定を行うものですか。

課税標準の算定期間中の各月末と従業者数は以下のとおり

平成 27 年 4 月	90 人	平成 28 年 9 月	55 人
5～7 月	60 人	10～12 月	60 人
8 月	50 人	1～3 月	120 人

- A. 従業者割の免税点の判定は、原則として課税標準の算定期間の末日における従業者数により行うものですが、事例のように、課税標準の算定期間に属する各月の末日における従業者数のうち最大であるものの数値（平成28年3月、120人）が最小であるものの数値（平成27年8月、50人）の2倍を超える事業所等については、次によって免税点の判定を行います。〔法701の43④、令56の73①〕

〔免税点の判定の基礎となる従業者数 ＝ 当該課税標準の算定期間に属する各月末の従業者の合計 ÷ 当該課税標準の算定期間の月数〕

したがって、事例の場合は、〔915人（4～3月）÷12月＝76.25人〕

となるので、事業年度の末日における従業者数（120人）が100人を超えていても、従業者割は免税点以下となります。

なお、従業者数の変動が著しいかどうかは、事業所単位で判定しますので、これに該当する事業所等以外は、全て課税標準の算定期間の末日における従業者数を免税点の判定の際の従業者数として算定します。

事例9-6 ◎パートタイマーの勤務時間の基準について

- Q. パートタイマー（短時間労働者）は、従業者割の免税点の判定（従業者数）では「従業者」の範囲から除外されていますが、勤務時間が何時間程度であればパートタイマーと判断してよいのでしょうか。

- A. 従業者数に含めるかどうかは、パートタイマーという形式的な呼称ではなく、勤務の状態によって判定されるものです。

基本的には、その事業所等の通常の勤務時間より相当短時間の勤務（注）をすることとして雇用されている者であり、休暇、社会保障、賞与等の面から見て明らかに正規の従業者とは区別される者をいいます。

（注）1週間の所定労働時間が、同一の事業所等に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満のもの

事例9-7 ◎課税施設と非課税施設に兼務している従業者に係る免税点の判定

- Q. 課税施設と非課税施設に兼務している従業者は、免税点の判定の基礎となる従業者数に含まれますか。

- A. 当該従業者が課税標準の算定期間の末日現在において、課税施設に従事している場合は免税点の判定の基礎となる従業者数に含まれます。

また、例えば、厚生課に属する従業員が、毎日午前10時から午後2時まで従業員食堂に勤務し、他の時間は厚生課の事務を執っているような場合は、免税点の判定の基礎となる従業者数に含まれます。

事例10 ◎非課税施設の床面積の判定 ⇒本編P17

事例11 ◎みなし共同事業の免税点判定における床面積等の合算 ⇒本編P21

事例12～15 ◎みなし共同事業に係る特殊関係者の判定例 ⇒本編P26 P27

事例16 ◎延滞金の計算例 ⇒本編P32

事例17-1 ◎貸ビルの屋内駐車場

- Q. 貸ビルの屋内駐車場で、その一部についてテナントの使用部分を定めてテナントからその賃貸料を徴収し、その他の部分については自由駐車場（無料）としている場合、床面積の算定はどうすべきですか。

- A. 貸ビルの屋内駐車場の場合、
（1）当該駐車場が貸ビル業者の営業に係る駐車場であり貸ビル業者がその管理責任を負っている場合は、当該貸ビル業者が納税義務者となります。

（2）当該貸ビル業者の営業に係る駐車場でない場合は、

（2）-1 テナントの使用部分が特定されている部分は、一般的には、当該特定部分に係るテナントが納税義務者となります。

（2）-2 各テナントの自由駐車が認められている部分は、共用部分として、その共用部分に係る各テナントの専用部分に応じて按分されることとなります。なお、自由駐車場が外来者のための無料開放である場合においては、各テナントの共用部分とは考えられず、無料開放部分については当該貸ビル業者が管理責任を負う部分として、当該貸ビル業者が納税義務者となります。

ただし、駐車場経営者が貸ビルの経営者以外の場合には、専用貸しであっても当該貸付対象部分は、駐車場経営者の専用部分になります。

事例17-2 ◎屋内駐車場で時間貸しと月極貸しを行っている場合は非課税（路外駐車場）に該当しますか。

- Q. 路外に設置された公共の用に供する駐車場について、次に掲げる営業形態の場合には、非課税となる路外駐車場に該当しますか。

（1）時間貸しと月極貸しを行っている場合

（2）昼間は時間貸し、夜間は月極貸しを行っている場合

- A. 非課税（路外駐車場）に該当するかの判定は、その駐車場施設が一般公衆のために開設されているか、特定の者のために供されているかどうかを基準とします。

したがって、

（１）時間貸しと月極貸しを行っている場合であっても、当該月極貸しの契約内容が単なる料金支払いの変形であって、その利用状態が時間貸しと同様の場合は、当該駐車場全体を非課税として取り扱います。

なお、駐車場の一部について、駐車部分が特定されている場合または駐車場全部が月極貸しの場合は、当該一部または全部は非課税に該当しません。

（２）夜間において月極貸しを行っている場合であっても当該駐車場部分について、昼間は時間貸しを行っている場合は、当該駐車場部分を路外駐車場として取り扱って差し支えありません。

事例 18 ◎共用部分に非課税施設がある場合の取扱い ⇒ 資 P 9

事業所税の手引き（第４版）

2019年 3月改訂
2020年 2月一部改訂

編集・発行

〒332-8601

川口市青木2丁目1番1号

川口市 理財部 市民税課 諸税係

TEL：048-258-1110（代表）

内線： 2661、2662

FAX：048-259-4541

Eメール：060.05000@city.kawaguchi.saitama.jp

2020.2.1